

令和4年3月10日

令和4年第1回和束町議会定例会

(第1号)

和 東 町 議 会

令和4年第1回和東町議会定例会

会議録 (第1号)

招集年月日 令和4年3月10日(木)

招集の場所 和東町議会議場

開閉議日時 開議 午前 9時30分

閉議 午後 4時04分

出席議員(10名)

1番	岡	田	勇	2番	高	山	豊	彦		
3番	藤	井	清	隆	4番	村	山	一	彦	
5番	吉	田	哲	也	6番	井	上	武	津	男
7番	岡	本	正	意	8番	畑	武	志		
9番	小	西	啓	10番	岡	田	泰	正		

欠席議員(0名)

な し

職務のため議場に出席した者の氏名

事 務 局 長 島 川 昌 代

書 記 西 田 絵 美

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	堀忠雄
副町長	奥田右
総務課長	岡田博之
総務課行財政担当課長	宮木大
地域力推進課長	草水清美
人権啓発課長	中尾政弘
税住民課長	吉田敏江
福祉課長	北広光
診療所事務長	細井隆則
総合施設整備課長	竹谷秀俊
農村振興課長	竹谷徹也
建設事業課長	馬場正実
会計管理者兼会計課長	瀧村幸代

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり
会議の経過	別紙のとおり
会議録署名議員	8番 畑武志
	9番 小西啓

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 閉会中の委員会調査報告及び一部事務組合議会等の報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
令和3年度和東町一般会計補正予算（第7号専決）
- 日程第 7 議案第 3号 令和4年度和東町一般会計予算
議案第 4号 令和4年度和東町湯船財産区特別会計予算
議案第 5号 令和4年度和東町国民健康保険特別会計予算
議案第 6号 令和4年度和東町簡易水道事業特別会計予算
議案第 7号 令和4年度和東町下水道事業特別会計予算
議案第 8号 令和4年度和東町介護保険特別会計予算
議案第 9号 令和4年度和東町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 8 議案第10号 町道鷺峰山線祝橋下部工〔A1〕工事に係る請負契約の
第二回変更について
- 日程第 9 議案第11号 和東町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第12号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例
の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第13号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第14号 和東町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一
部を改正する条例
- 日程第13 議案第15号 和東町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条

例

日程第 1 4 決議第 1 号 ロシアのウクライナ侵攻に対する抗議決議

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（岡田泰正君）

皆さん、おはようございます。本日は、ご苦勞さまです。

ただいまから、令和 4 年和東町議会第 1 回定例会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染防止対策として議場内扉 3 か所を開放し、空気清浄機を設置、演台にはアクリルつい立て板を設置しております。

また、マスクの着用を必須とし、発言時におきましてもマスク着用をお願いいたします。ただし、演台での発言時につきましてはマスクを外していただいても結構です。声が聞き取りにくいと思われるので、質問、答弁の際はマイクに近づけて発言していただきますようよろしくお願いいたします。

町長挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

皆さん、おはようございます。

令和 4 年第 1 回和東町の定例議会を開催させていただきましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい中、全員の議員のご出席をいただきましてありがとうございます。日頃は、和東町の行政に対しまして何かとご指導、ご協力をいただいておりますことをこの場を借りましてお礼を申し上げさせていただきたいと思っております。

今、世界に目を向けますと、ウクライナでは悲慘なことが起こっております。こうしたロシアの侵攻に対しまして、和東町といたしましても、この 4 日の日に議長とともに抗議声明を出させていただいたところでもあります。一日も早い平和が戻ってくることを願うばかりであります。

また、一方、コロナも感染拡大しております。和東町におきましても毎日感染者が出ている状況であります。今、京都府ではまん延防止をこの月の 21 日まで延長されているわけであります。また、知事会におかれても、こうした長期間に向けた対策の提言を求めておられる、こういう状況であります。和東町といたしましても、65 歳

以上は済みましたが、あと、64歳以下の対象の方にこの20日と21日に接種をし、そして、これからも引き続き緊張感を持ちながら感染対策に努めてまいりたいと、このように思っているところでございます。どうか引き続き皆様方のご支援、ご協力もよろしく願いいたします。

さて、今回の議会で提案させていただく案件でございますが、専決案件、条例の一部改正、そして当初予算、人事案件等、議案を予定させていただいております。どうか慎重なご審議をいただきまして、全議案におきましても、可決、またご同意いただきますことをお願いいたしまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうかよろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番、畑武志議員、9番、小西啓議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いいたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月25日までの16日間としたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日から3月25日までの16日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

監査委員より、令和4年1月31日現在の例月出納検査結果の報告がありましたので、結果報告の閲覧を希望の議員は事務局にてご覧ください。

以上で、報告を終わります。

日程第4、閉会中の委員会調査報告及び一部事務組合議会等の報告を求めます。

初めに、総務厚生常任委員長、村山一彦議員。

○総務厚生常任委員長（村山一彦君）

それでは、私のほうからは、総務厚生常任委員会報告を行います。

本委員会は、2月25日に町長、副町長、関係課長の出席を求め、令和3年度事務事業の進捗状況と令和4年度の当初予算概要について調査を行いました。

初めに、町長から、ロシア、ウクライナの情勢に触れられ、改めて平和の大切さ感じている。また、コロナまん延防止措置期間中、感染者も増えてきている。感染防止対策については住民の皆さんにも引き続きご協力をお願いしたい。懸案である国保診療所の医師確保について、桐山先生を含む、従来から来ていただいている医師に加え、4月から「わらく」千春会の支援をいただき運営していく。今後も京都府、府立医科大学附属病院にもお願いをしながら方向性を見いだしていきたいと挨拶されました。

続いて、令和3年度一般会計予算執行状況の概要説明があり、予算総額37億3,820万円に対して歳入では26億6,908万円、歳出では21億1,526万円の執行となっている。

繰越事業では、予算額3億3,933万円に対し歳入8,793万円で、国庫補助金や町債等が年度末の収入となるため低い数字となっている。歳出は1億6,045万円の執行となっている。

次に、各課から主な事業の執行状況について、総務課から、ふるさと応援寄付金事業では、現在、ホームページで返礼品の新規事業者を募集している。2月10日時点での寄付件数・金額は67件113万円である。路線バス運行維持事業である奈良交

通バスへの赤字補填については、コロナ対応で国・府の補助金が増額された場合、約2,100万円の補填となる。

税住民課からは、町税は予算額3億4,447万円に対し3億902万円の収入があり、約90%の収納率である。マイナンバーカードの交付は、1月末現在で1,350枚の申請に対し1,145枚交付している。コンビニ交付サービスについては、1月末現在、住民票、印鑑証明合わせて84件交付している。また、コロナ対策の住民税非課税世帯等への給付金について2月22日現在457世帯から申請があり、順次手続を行っている。令和3年度においてもコロナ禍の中で事業が縮小されるなど、オンラインでの執行も見られた。

続いて質疑に入り、各委員からは、「2月11日、13日に3回目のコロナワクチン接種が行われた。現時点での接種状況や64歳以下の接種スケジュールは」、「5歳から11歳までのワクチン接種の計画は」、「感染者も徐々に増えてきており不安もある中、抗原検査キットなどの配布の検討や身近で検査できる体制を整える検討は」、「診療所においては、4月からも現状の診療体制は維持するということだが、以前から医師確保の問題と併せて夜間診療もなくすなど事業を縮小されている。今後、新しく総合保健福祉施設ができるが、過疎地の地域医療を守る上で、充実した診療体制を目指していただきたい」、その他、「高齢者に奈良交通バスICカードを交付されているが、利用実態を把握されていない。把握することで今後の地域交通の運営のあり方につながるのではないか」、また、「茶源郷情報配信システム光ボックスが使いやすいタブレットへ移行されたが、現在の設置状況や今後の状況」などについて質問をされました。

次に、令和4年度当初予算の概要について、全会計予算の総額は53億8,740万円で、対前年度比8,070万円、1.5%の増額となっている。

当初予算では、新規事業として和東保育園の耐震化・大規模改修工事が行われ、4月からは仮設園舎として、現在、改修工事が行われている東保育園で保育が実施され

る。

後期高齢者医療事業では、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施するため、今後、近隣市町村と連携し、検討を進められる。

また、安心・快適な暮らしを守るため、防災・防犯体制の充実や子育て支援、高齢者対策や公共交通システムの充実など、第5次総合計画に基づいた事業を展開される。

当初予算については、3月に開会される予算特別委員会で質疑することで委員会を閉会いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（岡田泰正君）

続きまして、産業常任委員長、吉田哲也議員。

○産業常任委員長（吉田哲也君）

私のほうからは産業常任委員会報告を行います。

本委員会は、2月24日に、町長、副町長、関係課長の出席を求め、各課における令和3年度事業の執行状況や令和4年度当初予算の概要などについて事務調査を行いました。

堀町長挨拶の後、奥田副町長から一般会計全体の執行状況が説明され、歳入においては71%、歳出においては57%、繰越事業では歳入26%、歳出47%の執行率であると報告されました。

次に、各課から主な事業の執行状況について、地域力推進課から、景観保全事業では、1月24日付で石寺区を景観重点第一種地区に指定した。湯船マウンテンバイクランドは、1月末まで閉園していたが、2月にメンテナンスを行い、3月再オープンの予定である。再延期となっているワールドマスターズゲームズ大会の会期については、3月に国際マスターズ協会で協議され、5月の総会で決定される予定である。文化庁伝統文化事業では、現在、生業景観のPR動画を作成しており、3月18日に動画のお披露目会と和東茶地域ブランド会議の状況報告会を予定している。また、教育

観光については、コロナ禍で農泊の受け入れも難しい中、日帰り観光の受け入れを実施している。今後も、受入家庭の研修も進めながら事業を継続される。

総合施設整備課では、総合保健福祉施設整備設計業務について委託業者も決定し、施設整備に向け事業を進めている。また施設のイメージ図についても説明され、ホームページでも公表されている。

農村振興課では、各種団体への補助金の執行やコロナ対策として支援給付金などの給付状況について報告された。

建設事業課では、町道舟尾八王子線改良工事について、2月に工事を発注し、下水道・水道の仮設、移設を行い、3月から本工事の予定をしている。河川改修事業では、原山地内で河川の改修を行っている。現年の災害復旧工事については全て発注済であるが、それぞれ地元と調整しながら事業を進めている。

このほか、祝橋や石寺橋の進捗状況や今後の工事内容など報告されました。

質疑に入り、「総合保健福祉施設整備設計の公募型プロポーザル選定には何社から応募があったのか、選考の仕方や結果は」、「毎年実施されている出品茶への取組について、コロナ禍で、出品茶推進協議会も開催できない状況でもあるが、文書等で情報を発信するなど、もっと前向きにスピーディーに取り組めるよう対応していただきたい」、「先日、迷い犬が発見されたが、保護犬の対応マニュアルはあるのか。保健所との協議も必要だが、発生時にはケース・バイ・ケースで対応することが大事であり、積極的な情報を発信してほしい」、「昨年12月にツキノワグマが誤捕獲され、後に放獣されたが、今後、住民や観光客に対しての注意喚起や看板などの設置は」、そのほか、子育て・三世代同居応援住宅総合支援補助金制度のあり方や森林経営管理制度などについて質問されました。

続いて、令和4年度予算の主要事業の調査を行い、地方創生推進交付金を活用した茶文化体験・農村体験など、イベントの実施や移住定住の促進、波及効果を高める観光・交流産業を展開し、交流人口・関係人口の拡大を目指した事業、地元産品を使用

した商品の開発や森林保全と治山・治水事業、また、継続事業である祝橋・石寺橋整備事業、町道撰原下島線拡幅改良工事、町営住宅長寿命化計画更新業務委託事業など、第5次総合計画に基づきそれぞれ事業を展開される。

午後からは、府道宇治木屋線犬打峠トンネル工事現場を宇治田原町の方から視察いたしました。現在、約1,000メートル掘削工事が進んでいます。

以上、報告といたします。

○議長（岡田泰正君）

続いて、一部事務組合議会の報告を求めます。

初めに、相楽郡広域事務組合議会、岡田 勇議員。

○相楽郡広域事務組合議会（岡田 勇君）

議長のお許しをいただきまして、相楽郡広域事務組合議会報告をいたします。

2月15日、大谷処理場会議室において、令和4年第1回定例会が開催をされました。

初めに、杉浦代表理事から、広域圏事業の今後のあり方検討会最終報告など、組合の主な取組について報告がありました。

また、議会運営委員長から「議会運営に関する申合せ事項」について一般質問を行うことができる者は、案分方式により木津川市は2人まで、笠置町、和束町、精華町、南山城村は1人までと改正したとの報告がありました。

一般質問では、1名の議員から、大谷処理場や休日応急診療所の今後について質問されました。議案の審議に入り、職員の給与に関する条例、会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について、いずれもコロナ感染症に係る休日応急診療所看護師の特殊勤務手当の新設や給料の改正について、賛成者全員で可決をいたしました。

また、令和4年度一般会計予算について予算額2億6,900万円で、質疑、反対討論の後、賛成者多数で可決をいたしました。

令和4年度ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算については予算総額7億2,8

00万円で、質疑の後、賛成者全員で可決をいたしました。

その他、補正予算も審議をされ、賛成者全員で可決をしました。

以上、報告といたします。

○議長（岡田泰正君）

続きまして、相楽中部消防組合議会、小西 啓議員。

○相楽中部消防組合議会（小西 啓君）

相楽中部消防組合議会報告をいたします。

2月15日、消防本部において令和4年第1回定例会が開催されました。

初めに河井管理者から、新庁舎建設工事について、令和3年度、4年度で設計業務を行い、4年度、5年度にかけ造成工事、その後、建設工事に入り、令和7年度の竣工に向け進めていく。

新型コロナウイルス感染症対策については、オミクロン株による感染が急拡大している中、感染対策の徹底を図るとともに、住民の安心・安全のため、引き続き継続した消防救急体制の確保に努める。4月1日付で消防職員5名を採用する。救急救命士資格や予防技術検定資格等の取得についても養成を進めていく。

また、令和3年の管内の災害状況について、火災件数は37件、救急出動件数は3,444件であったと報告されました。

続いて、議案の審議に入り、損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について、地方自治法の一部が改正されたことによるもので、賛成者全員で可決しました。

次に、令和4年度一般会計予算について、予算総額19億7,390万円、対前年度比5億5,210万円の増額となりました。増額の要因は、新庁舎建設に伴う工事費や山城査察車の更新整備などによるものです。

採決の結果、賛成者多数で可決しました。

以上、報告といたします。

○議長（岡田泰正君）

続きまして、山城病院組合議会、高山豊彦議員。

○山城病院組合議会（高山豊彦君）

私のほうから、山城病院組合議会の報告をさせていただきます。

令和4年第1回国民健康保険山城病院組合議会定例会の報告をいたします。

令和4年2月22日（火）午後1時より、京都山城総合医療センター会議室において開催されました。

日程第3、諸般の報告及び議案説明では、河井規子管理者より、令和5年度の回復期リハビリテーション病棟開設に向け関係機関等と調整を行ってきたことの報告及び新型コロナの対応について職員が一丸となって中核医療機関として取り組んでいくとの挨拶の後、本定例会の提出議案の説明がありました。

日程第4、一般質問については、木津川市、玉川実二議員から「京都山城総合医療センター第4次総合計画について」、南山城村、齋藤和憲議員から「山城病院の新規事業について」、木津川市、宮嶋良造議員から「山城病院組合の透明性を高めるために」、木津川市、山本しのぶ議員から「『さいごまで自分らしく生きる』を支える医療体制とは」など、それぞれ質問がありました。

日程第5、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、令和3年10月8日、キャンプ地で負傷し来院された高槻市在住のA氏から処方された薬により、入院加療を余儀なくされたとして、その治療費に要した費用及び休業に対し補償を求められたもので、院外薬局と協議の上、損害賠償金の60%に当たる24万円を負担することとなった。全員賛成で可決いたしました。

日程第6、議案第1号 管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について、地方自治法の改正に伴い条例を制定するもので、全員賛成で可決いたしました。

日程第7、議案第2号 組織条例及び病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、令和4年4月1日からの居宅介護支援事業所の開設に伴い所要の

改正を行うもので、全員賛成で可決いたしました。

日程第 8、議案第 3 号 京都山城総合医療センター使用料等徴収条例の一部を改正する条例について、令和 4 年 4 月 1 日からの居宅介護支援事業所の開設に当たり、その使用料について所要の改正を行うもので、全員賛成で可決いたしました。

日程第 9、議案第 4 号 職員定数条例の一部を改正する条例について、回復期病床の増床に伴い必要な増員を行うため「452 人」を「510 人」に改めるもので、全員賛成で可決いたしました。

日程第 10、議案第 5 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、法律の改正に準じ、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和し、取得しやすい勤務環境を整備するもので、全員賛成で可決いたしました。

日程第 11、議案第 6 号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、旅費における日当を廃止するもので、賛成多数で可決いたしました。

日程第 12、議案第 7 号 令和 3 年度病院事業会計補正予算（第 2 号）について、第 2 条（業務の予定量）は、年間入院患者延人数は 1 万 9 5 0 人減の 8 万 2, 1 2 5 人となり、1 日平均患者数は 3 0 人減の 2 2 5 人に補正されました。

また、第 3 条（収益的収入及び支出）は、収入が 6, 6 6 3 万 5, 0 0 0 円を増額補正し、収入合計 8 6 億 7, 7 7 8 万 9, 0 0 0 円、支出は 1 億 1, 2 0 8 万 5, 0 0 0 円を減額補正し、支出合計 8 4 億 9, 9 0 6 万 9, 0 0 0 円となり、全員賛成で可決いたしました。

日程第 13、議案第 8 号 令和 4 年度病院事業会計予算について、第 2 条（業務の予定量）として病床数は一般病床 3 1 1 床、感染症病床 1 0 床で、患者数は年間入院患者延人数 9 万 1, 2 5 0 人、1 日平均患者数 2 5 0 人、年間外来延人数 1 3 万 9, 7 2 5 人、1 日平均患者数 5 7 5 人とし、居宅介護支援事業所の年間利用者数は 4 8 0 人を見込んでいます。

第 3 条（収益的収入及び支出）では、収入が 8 7 億 5, 0 7 4 万 9, 0 0 0 円で、支

出は 88 億 5,668 万 7,000 円となり、1 億 593 万 8,000 円の赤字予算として、全員賛成で可決いたしました。

日程第 14、議案第 9 号 令和 4 度介護老人保健施設事業会計予算について、第 2 条（業務の予定量）として、入所定員 100 人、通所リハビリ定員 20 人で、入所利用者延人数は 2 万 5,550 人、1 日平均利用者数 70 人、短期入所利用者延人数は 730 人、1 日平均利用者数 2 人、通所リハビリ利用者延人数は 4,374 人、1 日平均利用者数 18 人を見込んでいます。

第 3 条（収益的収入及び支出）では、収入が 4 億 7,646 万 8,000 円で、支出は 5 億 2,265 万 9,000 円となり、4,619 万 1,000 円の赤字予算として、全員賛成で可決いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（岡田泰正君）

続いて、広域連合議会の報告を求めます。

相楽東部広域連合議会、畑 武志議員。

○相楽東部広域連合議会（畑 武志君）

皆さん、おはようございます。

相楽東部広域連合議会の報告を行います。

令和 4 年 3 月 2 日に和東町議会議場におきまして令和 4 年第 1 回定例会が行われました。

午前 9 時 30 分から開会宣言に続いて、会期の決定、閉会中の委員会報告があり、その後 3 名の議員による一般質問が行われました。

初めに私から、東部連合の教育を振り返っての今後の方向性、相楽東部クリーンセンターの現状と再稼働を含む今後の方向性についての質問をいたしました。

続いて、南山城村の久保議員から、教育委員会職員の増員による成果、連合の教育の重点について、笠置町の西議員から、学校の教育環境、ICT における学校側の環

境、連合の教育方針や理念についての質問がありました。

続いて、付議された各議案について審議が行われました。

まず、議案第1号 令和3年度一般会計補正予算（第4号）については、歳入歳出それぞれ1,698万6,000円を追加し、歳入歳出総額を9億8,577万6,000円とするもので、国・府補助金の内示等に係る歳出事業への充当と南山城小学校のスクールバス購入費に係る補正を行うもので、審議の結果、全員賛成により可決されました。

続いて、議案第2号 令和4年度一般会計予算については予算総額を8億2,743万1,000円とするもので、前年度との比較では1,226万5,000円の減となっており、歳入財源のうち7億8,495万9,000円を構成町村からの分担金及び負担金で賄うものとなっております。

ごみ処理費用の減額理由や学校給食事業、スポーツ事業について質疑があり、審議の結果、賛成多数により可決されました。

その後、人事案件である同意第1号 相楽東部地域公平委員会委員の選任につき同意を求める件、同意第2号 相楽東部広域連合教育委員会委員の任命の件について、全員賛成で同意されました。

最後に、3月31日をもって任期満了となる西本教育長の後任を現在の和東中学校の校長である岡田善行氏とする同意第3号 相楽東部広域連合教育長の任命の件については全員賛成で同意され、各委員会の閉会中の継続審査及び調査の件についてを決定し、閉会いたしました。

以上、令和4年第1回相楽東部広域連合議会定例会の報告といたします。

○議長（岡田泰正君）

続きます。京都地方税機構広域連合議会、藤井清隆議員。

○京都地方税機構広域連合議会（藤井清隆君）

京都地方税機構議会定例会の報告を行います。

京都地方税機構定例議会は、令和4年2月26日、ルビノ京都堀川にて行われました。

初めに、副広域連合長に奥田敏晴氏が選任されました。次に、監査委員に大山崎町の山中一成氏が選任されました。

引き続き、広域連合長による第1号から第3号までの議案の説明の後、一般質問が行われました。

まず、京丹波町の隅山卓夫議員が、次に宇治市の山崎 匡議員が質問され、ともにコロナ禍における徴収業務についての内容でした。

さらに、第1号議案 令和4年度京都地方税機構一般会計予算（総額23億3,279万6,000円）、さらに第2号議案 令和3年度京都地方税機構一般会計補正予算（補正額2億3,815万6,000円）、さらに第3号議案 京都地方税機構個人情報保護条例の一部を改正する条例の3件が一括審議され、質疑、討論の上、ともに各議案全て賛成多数にて可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（岡田泰正君）

続きまして、京都府後期高齢者医療広域連合議会、井上武津男議員。

○京都府後期高齢者医療広域連合議会（井上武津男君）

それでは、私のほうから、京都府後期高齢者医療広域連合議会報告を行います。

本議会は、令和4年2月10日午後1時30分より、京都メルパルク5階会議室で開催されました。

初めに、議長より議席の指定、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告があり、次に副議長の選挙が行われ、京丹波町の梅原好範氏が議長の指名推選で当選されました。

さらに、当日の議案第1号から7号までと同意第1号の8件について広域連合長より説明がありました。この後、久御山町の巽 悦子議員による一般質問があり、理事

者側の丁寧な応答で終了。

議案第1号 京都府後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部改正する条例の制定については3名の職員増員改正で、全員賛成により可決。

議案第2号 京都府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、賛成多数で可決。

議案第3号 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については令和4年・5年度後期高齢者医療保険料の改定で、均等割額現行5万3,110円を5万3,420円に、所得割率を現行9.98%を10.46%に、賦課限度額64万円を66万円へ引き上げすることによるもので、賛成者多数で可決。

議案第4号 令和3年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）は、補正額4億7,515万8,000円、総額10億5,250万3,000円から15億2,766万1,000円に補正することで、全員賛成で可決。

議案第5号 令和3年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、補正額132億7,646万円で、総額3,788億3,487万6,000円から3,921億1,133万6,000円に補正することで、全員賛成で可決。

議案第6号 令和4年度後期高齢者医療広域連合一般会計予算は、予算総額12億1,758万1,000円で、歳入は市町村からの分賦金、事業経費に係る国・府支出金など、歳出は事務局運営や事業に係る経費など、賛成者多数で可決。

議案第7号 令和4年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者特別会計予算は、予算額3,846億8,265万8,000円で、歳入は被保険者の保険料、法定の国・府負担金及び市町村負担金、協会けんぽ、国保などの保険者からの支援金など、歳出は保険給付費など、賛成者多数で可決。

同意第1号 京都府後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任については、井

手町公平委員会委員の上島勝廣氏の再任を全員賛成で可決。

発議第1号で1件の意見書、また請願第1号で請願書があり、2件ともそれぞれ否決や不採択となり、この日の会議は終了いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（岡田泰正君）

以上で報告を終わります。

会議の途中ですけれども、ただいまから10時30分まで休憩いたします。

なお、議員の皆様方には、至急、議員控室にご集合いただきますようお願いいたします。

休憩（午前10時17分～午前10時30分）

○議長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5、一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含み1時間以内といたします。

再質問は、制限時間内の質問を許可します。

答弁は簡潔明瞭に願います。

質問者及び答弁者のご協力をお願いいたします。

初めに、高山豊彦議員。

○2番（高山豊彦君）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、私のほうから一般質問をさせていただきます。

皆様、おはようございます。公明党の高山豊彦でございます。

今回、私の質問は、きれいな水環境を創るための下水道等の整備について、何点か質問をさせていただきます。

今回は、昨年12月議会の一般質問でも取り上げましたが、先ほど申しました「き

れいな水環境を創るための下水道等の整備」について質問させていただきます。

1点目は、公共下水道整備地区の下水道本管への接続を促進するための取組状況と今後の考えについてお尋ねをいたします。

第5次総合計画では、公共下水道事業の推進について、「供用を開始した地区に対して、未接続世帯の下水道本管への接続を促進する。」とありますが、具体的にはこれまでどのような取組をされてきたのか、また、今後どのように取り組まれるのかご答弁をお願いします。

2点目に、公共下水道未整備地区の生活排水等の処理についてお尋ねします。

昨年12月議会の一般質問で、浄化槽法の改正に伴う公共浄化槽の取組等を提案させていただきましたが、下水道未整備地区の生活排水等の処理について今後どのように取り組まれるのか、ご答弁をお願いします。

3点目に、公共下水道接続世帯と合併浄化槽設置世帯との個人負担額の格差についての考えをお尋ねします。

12月議会のご答弁では、「検証し不公平な状況の場合、検討の課題となる」とのご答弁でしたが、検証の結果どのような判断となったのか、ご答弁をお願いします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま高山議員からいただきました一般質問について答弁をさせていただきます。

まず、最初に、きれいな水環境を創るための下水道等の整備について、（1）公共下水道整備地区の下水道本管への接続を促進するための取組と今後の考えは、ということについて答弁させていただきます。

議員もご承知のとおり、整備地域は、木屋地区を除く中和東地区、そして原山区の一部を除く東和東地区で、計画区域内接続率は70%弱となっています。下水道事業

整備効果は言うまでもなく、接続率が高くなればなるほど成果が出ているということになり、成果を議論するに当たっては、接続率数値であることは言うまでもありませんが、そのほかにも地域の現状を加味する必要があると考えております。和東町における接続率の伸び悩みを分析しますと、高齢世帯や独居世帯の未接続が見受けられ、今後こういった世帯への接続を促す施策を検討していく必要があると考えております。

また、合併処理浄化槽整備地区についても、整備促進を促してはいるものの、同様に高齢世帯や独居世帯での整備が伸び悩んでいます。現在、整備から20年を過ぎた処理施設のストックマネジメント計画を立案中でもあり、施設全体のあり方、浄化槽設置促進なども含め、水処理全体を公共として何ができるかについて検討を進め、できるだけ早期に戦略が組み立てられるよう進めたいと考えております。

高山議員からいただきましたほかの質問、また、具体的事業に係る内容等については担当課長の方から答弁させていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上、高山議員の一般質問の答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、私のほうから、高山議員からいただきました一般質問、公共下水道接続世帯と合併処理浄化槽世帯との個人負担の格差ということで、（3）について答弁させていただきます。

議員ご承知のとおり、下水道料金については基本料金10立米当たり1,200円、超過料金1立米当たり130円となっています。下水道については計量メーターを設置することは困難なため、簡易水道使用料により換算、また自主財源を持っている世帯については水道使用料に一定の換算式により賦課し、料金が算定されています。

ご質問の格差についてですが、明確に断定することは困難ですが、下水道整備地区の水道使用料で想定し、年額使用料を算定しますと、基本料金世帯であれば年額下水

道使用料が約1万6,000円となります。また、一般的に算出される1人当たりの1か月当たりの水道使用料から算出しますと、4人世帯で年額6万7,000円前後と想定されます。

次に、合併処理浄化槽の場合を見ますと、年額で浄化槽の管理費が約1万5,000円前後、汚泥の処理が7人槽で大体6万円前後となります。水道使用料については、その世帯により大きく異なりますので、比較することは困難であるということです。また、浄化槽の設置基準は世帯人数だけで決められるものではなく、比較対象として説明できるものでもないことをご理解をお願いいたします。

12月議会で住民負担に不公平が生じる場合、検討の課題となると答弁させていただきましており、当課においては将来に向けた検討に着手を始めています。その第1弾として、先ほど町長が答弁いたしましたストックマネジメント計画です。

20年を経過した処理施設はほぼ全ての機器が耐用年数を経過し、近々の課題は今後の更新工事です。これらに係る概算事業費の算出、また将来の下水道事業の運営に向けた経営戦略の策定が課題となっています。下水道事業は企業会計であり、法改正に伴う公営企業化への移行も近々の課題となっており、また、企業会計の運営に伴う財源の一部は受益者からの応分の負担で賄うこととなり、応分の負担を受益者に願わざるを得ないこともあります。慎重な議論の下、事務を進めていく計画でいます。

重ねて、議員が12月定例会の一般質問でもご提案された公共浄化槽などについても環境省のほうで補助事業化されるなど、国の動向も見据え、住民が快適に暮らせる脱炭素社会の形成に向けた取組も鑑み、事務を進めたいと考えていますので、ご理解のほうをよろしくをお願いいたします。

高山議員からいただきました一般質問について答弁とさせていただきます。

○議長（岡田泰正君）

農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

高山議員からの一般質問に答弁をさせていただきます。

私からは、1. きれいな水環境を創るための下水道等の整備について、(2) 公共下水道未整備地区の生活排水等の処理について、今後の考え方は、についてであります。

生活排水等の処理につきましては、住民の皆様が衛生的で快適な暮らしを営む上で重要なものであり、加えて、河川などの公共用水域の水質改善に寄与しているものがございます。

生活によります排水を処理するための施設である生活排水処理施設は、集合処理施設と個別処理施設に大別されます。集合処理施設は、ご家庭からの生活排水を公道等に管渠を埋設して集水し、流末に処理施設を設けて処理する施設で、下水道集落排水の整備手法でございます。個別処理施設は、ご家庭からの生活排水を各戸に浄化槽を設けて処理する施設でございます。本町におきましては、約25年ほど前より下水道浄化槽生活排水処理施設を担う重要な社会的基盤施設といたしまして、事業並びに普及が進められてきたところでございます。

環境省では、現在、全国で約1,000万人の方々の生活排水が未処理となっており、生活環境や公衆衛生上、支障が生じるおそれがあるため、12月の一般質問でございましたとおり、令和2年4月に施行されました浄化槽法の一部を改正する法律により、浄化槽の普及、合併浄化槽への転換を推進するための取組を一層進めることとされております。

公共下水道未整備地区の生活排水処理について、今後の考え方についてでございますが、生活排水処理整備事業を昨今の社会情勢に照らし合わせてみますと、経済の低迷等により公共事業の財源確保が厳しいこと、人口減少、少子高齢化等より施設整備を取り巻く情勢も変化しております。生活排水処理整備事業は、より一層の効率化が求められているところでございます。本町におきまして、地形条件、人家が点在していること、広大な行政面積の中で、今後、集合処理施設での生活排水処理を進めてい

くことは難しいことから、浄化槽の普及を軸に各種施策を展開し取り組むべきと考えますが、生活排水処理体系の調整やこれまでの各種生活排水施設処理整備事業との関係、また個人負担の関係や町財政のことなど様々な観点から議論が必要でございます。

京都府様をはじめ関係機関との調整を図りながら、生活環境の改善や水環境の保全に努めてまいりたいと考えます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

では、再質問をさせていただきます。

まず、1点目の公共下水道整備地区の下水道本管への接続に関してご質問させていただきますが、1月に私、住民の方といろいろお話しする中で、今回の12月議会で質問させていただいた内容です、浄化槽に係る負担額というお話をさせていただいてたんですね。

そのときに、その方がお住まいの地域というのは下水道整備されている地域なんです、そこのお宅は単独の浄化槽が以前から設置されていて、そのまま設置されているという状況で、非常に浄化槽の負担が大きい、毎年高いというお話でございました。せっかく、すぐ家の横に下水道の本管が来てるんやから、なぜ接続しないんですかと。接続することによってお一人のお住まいでしたので、先ほどご答弁があったように、基本料金内で大体はいけるんじゃないですかという説明をさせていただいたんですね。そしたら、それやったら検討するというお話でございました。

下水道法の第10条に、「公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者または占有者は遅滞なく、次の区分に従って、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠、その他の排水施設を設置しなければならない」となっているんですね。供用開始すると

したら早く接続しないといけないということで下水道法にはなってます。そういうことからしますと、やはり下水道がせつかく整備されてるわけですから、事業費をかけて整備されたわけですから、そこへの接続についてももう少し住民の方に丁寧な説明が要るのではないかなというふうに思うんですね。そうすることによって普及促進にもつながっていくのではないかなというふうに思うんですが、このあたりのお考えをご答弁お願いできますか。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

今の質問についてお答えさせていただきます。

まさに今回の環境省の浄化槽の改正法の中にのってきてます内容はその部分でございます。特に、全国でいいますと約半数が単独浄化槽、残りが合併処理浄化槽に変わりつつある。もしくは汲取式の分になっております。これを早いうちに合併処理浄化槽、もしくは下水のほうにつなぎなさいということで浄化槽法の改正が行われたと私は理解しています。そういう関係で、今、言われてましたように、特に下水道整備地区については早期の接続をしてほしいということで、整備当初につきましては3年間、奨励金を渡しまして促進を図りました。

先ほど町長が答弁しましたように、結局そこで接続していただけなかった方というのは、高齢者であったり、独居であったり、和東町になかなか子息が戻らないというような状況が発生しているんでということで拒まれた方が数名おられ、その方々が下水道を接続されてないという状況にあります。今後、その方々をいかに下水道に接続していただけるかということについては、もう一度丁寧な説明を加えて前向きに進むように努力したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

高山議員。

○ 2 番（高山豊彦君）

令和 3 年度の下水道事業会計の収入合計なんですけど、2 億 6,925 万 2,347 円なんです。そのうち、一般会計の繰入金が 1 億 6,632 万 5,000 円、率にしますと 61.7%なんです。この 61.7%の一般会計からの繰入金が入っているという事業なんです。下水道の使用料につきましては、現年分で 3,083 万 6,319 円ということで、総収入に対しまして 11.4%の使用料ということになります。こういったことを考えますと、簡易水道でもこの事業を継続していくための努力をいろいろしていただいていますけど、やはり下水道事業におきましても、今後継続する上で非常に難しい状況だなというふうに思います。

先ほど町長からもご答弁いただきましたが、接続世帯というのは 70%弱ということですので、事業の健全化を図るためにも、なるべく多くの住民の方に接続していただく取組が必要だろうというふうに思います。

先ほど課長からもご説明いただきましたが、本町にもそういう奨励金がありました。平成 25 年に施行されているんですが、それが供用開始から 2 年とか 1 年以内というのが対象ですから、今これは対象にはならないんですね。

京丹後市を見てみますと、京丹後市のほうでは水洗化推進支援事業補助制度というのがあったり、あと、公共下水道使用料の減額制度とか、接続していただくためのいろいろなサポート事業が行われているんですね。ですから、今、申しましたように、本町でも奨励金制度というのは制度としては今もまだ生きてるはずなんです。ただ、年数が経ってるから対象にはならないということだと思えるんですが、このあたりの再検討というのは必要なのかなというふうに思うんです。

また、浄化槽では国の循環型社会形成推進交付金で便槽の撤去費用であるとか、12 月にも申しましたが、宅内工事費の支援 30 万円というのがあるわけです。便槽の撤去については 9 万円という補助があります。こういったものを下水道事業にも活用できないのかどうか、国のほうの補助制度を勉強していただきたいと思うんですが、

そのあたりのお考えはいかがでしょうか。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、ご答弁させていただきます。

まず、歳入の関係でございますが、令和3年度の予算書を持っておりませんので、令和4年度で申しますと、確かに繰入金で1億3,500万円ほどございます。ただ、1億5,000万円は公債費であり、当初の建設時の起債の返済になるということでございます。大体、現実動かしているお金の80%ぐらいが起債の返還になりますので、これに対しては、いろいろ基準内、基準外の繰入れを行って対応しているというふうにご理解願いたいと思います。今の段階では一般管理のみの事業となっておりますので、そのあたりについてはご理解をいただきたい。ただ、公共下水柵から家側については、現時点では、いろんな対応についての補助事業等は一切行われていないのが現実でございます。

基本的に、下水道法で言われますように、数年以内に接続しなさいという法律がありますので、自ら接続していただくということについてお願いしたいということで、お願いの形になっております。これについてなかなか動きが怠慢であるということで、浄化槽法の改正が行われたんではないかというように受け止めております。

ただ、国が全額補助するわけでもございません。令和4年度予算当初の提案する段階でも課内のほうではいろいろ検討させていただきましたが、現実、今、浄化槽の関係と下水道の関係が若干連携が取れていないのが現実でございますので、今後は担当の農村振興課のほうと連携を取りながら、その点について改善していきたいということで、一番の問題は、先ほど農村振興課長も答弁しましたが、自主財源が伴うことでございますので、若干この辺も含めて、それと併せて20年を過ぎた施設でございますので、この施設の今後の運営の仕方も含めまして検討したいというふうに思います。

ので、よろしくお願ひいたします。

○議長（岡田泰正君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

下水道につきましては、下水道だけじゃないですけど、事業を進めるに当たっては国や府の補助だけではできないと。当然それはそうです。町の財政的なものもございます。なるべく府や国の補助制度を活用しながら、やはり第5次総合計画の中で計画を立てているわけですから、それがその計画どおりに進むように研究・努力は必要かなというふうに思いますので、そのあたりについては、より多くの方に接続をしていただくという努力をお願いしたいなと思います。

次にですね、公共下水道未整備地区の生活排水の処理についてですが、環境省の浄化槽整備推進関係の令和4年度予算案の中で、「合併浄化槽は災害に強く、早期復旧可能であり、頻発する災害への対応強化の観点からも、単独転換やくみ取り転換を促進する必要があると。改正浄化槽法に基づく公共浄化槽制度や法定協議会等を通じて効果的な転換促進及び管理適正化・長寿命化を一層推進し、防災・減災、国土強靱化に資する」というふうに書かれています。こうした国の方針からも、本町においても公共浄化槽の整備というのは求められるんじゃないかなというふうに思います。

併せまして、昨年12月20日付で浄化槽設置整備事業実施要綱及び公共浄化槽等整備推進事業実施要綱というのが一部改正されたんですが、その中で、単独処理浄化槽やくみ取り浄化槽から合併浄化槽への転換の促進ということで、これまでくみ取りの分てあまり明記されてなかったんで、明記されるようになった。

それと、単独浄化槽から合併浄化槽に切り替えるときに、単独浄化槽の雨水貯蔵槽への再利用推進ということで、洗浄であるとか、消毒であるとか、そういった部分の補助制度というのもございます。そういったものを活用しながら公共浄化槽、合併浄化槽の普及というのは図れないのかなというふうに思うんですが、そのあたりのお考

えはいかがでしょうか。

○議長（岡田泰正君）

農村振興課長。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

高山議員からの一般質問にお答えをさせていただきます。

合併浄化槽の特徴といたしまして、議員のご質問の中にもございましたとおり、個別処理能力施設でございますので、早期復旧は可能で、地震などへの災害対応力があり、また微生物による浄化機能を活用し、処理性能がすぐれていると言われております。お話にもございましたとおり、環境省の令和4年度予算において環境負荷の低い合併浄化槽への転換を促進するための内容が盛り込まれているところでございます。

公共浄化槽についてでございますが、市町村が同意の上、各家庭の敷地内に合併浄化槽を設置し、点検・清掃・検査の維持管理を行い、その工事費用の一部を分担金として維持管理に係る費用について使用料としてご負担をいただく市町村設置型浄化槽であるものと認識いたしております。

京都府内におきましても、北部の三つの市において取組を始めておられると聞いているところでもございます。しかしながら、本町の生活排水処理施設の施策につきまして大きな事柄でもございますので、種々協議・検討が必要と思っているところでございます。

国の助成制度を最大限活用することで転換しやすくなるという内容についてでございますが、お話にもございましたとおり、合併浄化槽への転換を行うに際しまして環境省の交付金事業制度があり、合併浄化槽への転換には大きな個人負担が伴いますが、環境省の制度を活用することで個人負担が軽減となります。制度の活用には国への事前要望、町の条例整備、町の財政負担の関係などの協議が必要となり、本件につきましても本町の施策に関するところでございますので、種々協議が必要と考えております。一連の施策内容等につきましては、議員ご指摘のとおりと感じております。

以上でございます。

○議長（岡田泰正君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

いろいろ財政的に厳しいというのは十分よく分かるんです。住民の方にとっては個人負担が大きな課題になるということで、なかなか全国的にも普及が進まないという現状があるわけですね。そのために国として公共浄化槽というような制度を設けて、地方自治体が個別に、個々の集合もありですけど、個々の浄化槽を設置し、また管理することができるということで令和2年に改正をされたところなんですね。ですから、やはり本町としても、そういったことを検討される中で、より早く公共浄化槽の取組というものができないのか。

もう既に12月に確認もさせていただきましたが、下水道整備をされていない地域というのは、浄化槽の地域ということで指定をされてるわけですから、ですから、国の言っている設置に基づく特定の推進区域だということで指定できると思うんですね。その指定に基づいて、あとは、5年間なら5年間の設置計画を立てる中で国の補助を得る。その中で事業を進めていけるんじゃないかというふうに思うんですが、このあたりはいかがですかね。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

今、高山議員がおっしゃられたとおり、浄化槽と下水の関係でございますが、下水については当初に計画の指定をしております。浄化槽につきまして、今のご質問で言いますと、浄化槽処理促進地域というのを設置する必要がございます。これを設置し

た後に協議会等の設置、それから浄化槽の台帳の整備などを行うということになるのかと思います。

今回の質問がございましたので、私のほうでも調べさせていただいた結果を申し上げますと、近隣の市町村では宇治田原町が同様の事業を行っております。これは平成17年頃の話でございます、この当時に内閣府の関係の地域再生計画の中でこのような事業を立ち上げて実施されたというふうに聞いております。

先行事例としては承知しておるんですが、先行事例の中にもいろいろ取り組む中で課題があったというのが現実で、実際的に言いますと、計画的に行わなければならないという状況の中で、毎年5基なら5基という形できっちりやっていると事業は進まないということもございます。その辺のことも見極めた中で、下水道の整備区域と浄化槽の整備区域を明確にしながら先ほども申しましたけども、当課と農村振興課の中でももう少し連携を密にしながら整備を進めたいということで考えておりますので、ご理解のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

宇治田原町の事例をご答弁いただいたわけですが、確かに、事業の収支から考えるとなかなか厳しい事業だろうというふうに思います。それはどこでも厳しいんじゃないかなというふうに思うわけですが、12月議会のときに町長のほうから、生活排水の事業については行政が責任を持ってやるべきだというようなご答弁をいただきました。まさにそうだと思うんです。事業として赤字になるから、行政としてその事業に取り組まないというのは、これはおかしい話です。やはり事業として必要な事業ですからね。12月にもご答弁いただきましたが、やはり和東川なり、そういった安心して飲める水環境を整えていくというのが本来の目的ですから、そのためには行政としてこの事業費は必要だろうというふうに思うわけです。

今いただきましたけども、あとは問題となっているのは、少人数世帯の浄化槽の負担なんですね。下水道に接続されている世帯というのは、最初、子供さんなり、何世代かの家族がおられるときは使用料は高いかも分かりませんが、やはり子供さんたちが独立される。残ってこられるのは高齢者のご夫婦2人だとかいう状況に今あるわけですよ。そうすると、その世帯については、徐々に下水道料金というのは下がっていくわけですね。

最初に課長のほうからご答弁をいただきましたが、浄化槽の場合は人槽で定められていますので、人数が少なくなっても一緒なんですよ。高齢者の方ほとんどの方が年金生活をされておられるわけですよ。そういう年金生活の中でそれをずっと維持していかないといけないというのが大きな負担になってくると思うんです。そのあたりをやはり行政の責任として、その負担の軽減は図るべきだというふうに考えているわけですが、このところをぜひご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま高山議員からいただきました質問にお答えをさせていただきたいと思いません。

私も、基本的なことにつきましては、下水道は20年間経っておりますので、ストックマネジメントして今後どうしていくべきかと、こういうことを考えていかなければならない。

大きいところでは集落排水事業を集落群を設けてやっていくんですが、これから人口が減っていくのにそれが必要なのか。合併浄化槽に重きを置いてやるのか、この辺が大事であるわけなんですけど、そういうことを含めて、昨年12月にご質問をいただいたもんですから、私のほうもいろいろとそれは調べていかなきゃならない。

基本的には、さっきも申し上げましたように、これを機会に合併浄化槽も入れて和

東町全体を公共的に捉えてやっていかなきゃならん。そのときにさきに走っている宇治田原町と和東町との違いはどこにあるのか、この辺から考えていかなきゃならん。そこで感じましたのが、城南衛管というところが全部やってるところと、うちは一部集め方が違うんですね。民間が入ってきてるところと、この辺の手法の問題というのはちょっと差異がある。さっきありましたように、いろいろと差異が出てくる場所がありました。だから、すぐ同じ方法を取れないというのが一つの方角であります。

それともう一つは、先ほど高山議員が言われましたように、公共下水道で今やっているとこと合併浄化槽でやってるところが残ってきているのは、一つは高齢者世帯。私のところは皆、出てしまったからしない、こういう家庭をどうさせてもらうか、こんな問題です。

それと、もう一つ、丁寧な説明をするときには、今ご質問がありましたように、何世帯だったらどんだけなんだと。それを調べますと、4世帯で大体平均を取っていると、とんとんといったら変な話ですけども、4世帯ぐらいのところは公共下水道もここから増えていくんですけども、3世帯になってくると合併浄化槽のほうが負担が決まっていますからね、この辺があるだろうという問題があります。しかし、そういうところは独居になっていますので、それは関係なしに今までから入ってもらえないことも多いわけです。そういう全体的なことも考えていかなきゃならんなどというように思っております。

それともう一つは、さっきの補助金、いろいろ合併浄化槽へ移ってもらうように努力をしていかなきゃならない。きれいな水をするための努力をしなければいけない。だから、単一浄化槽から合併浄化槽とか、くみ取りからやってもらう。まず、ここが和東町のまちの高齢者になっているとか、独居、ここのところをどうするか、これから考えていかなきゃならない。

だから、私はストックマネジメントを20年経ったらやらなきゃならんから、基本的にはこれは全部公共と位置づけて、どうできるのかということはこの機会にきちっ

と戦略を立てないといかんというのは、先ほど答弁させていただいたとおりであるんですね。

それから、この制度が環境省からいろいろやりなさいと。いろいろな面で遅れてますから合併浄化槽へ持っていくための補助制度とか令和2年度にも出されてきている面もあったり、いろいろ追加案内も来てます。改正もされています。しかし、それよりもう一つやっていたのは、縦割りでそういった考えで横割りで考えたら、和東町は住宅の改修をするときに補助金を設けて、そこへし尿施設も一緒に入れて考えていただくとか、そういうことも含めて総合的に補助制度ゼロじゃなしに、全体を考えました改修補助とか、そういった面を組み入れてやっていこうということでもありますので、それとの整合性を図らせていただくことも大事なかなということで、ちょっと足踏みしましたけども、いずれにいたしましても、もう一回繰り返すんですが、公共的な捉え方をしていく必要があると思います。

そして、やるときにはストックマネジメントの中できちっとそういうふうに位置づけて、そして戦略を立てていく、こういう方向で下水道行政は臨んでいきたいと、このように思いますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

今いろいろご答弁をいただきました。先ほども課長のほうからございましたが、いろいろ考える中で、下水道事業の将来的な経営を考えたときに、もう少し下水道の収入が増えるようなことも考えていかないといけないのかなというように考えています。

そういう意味では、浄化槽においても、先ほどご紹介いただきました宇治田原町もそうですが、綾部市、舞鶴市、そちらのほうもそういう取組をされているんですが、浄化槽の管理・清掃費を下水道料金として徴収されておられる。その中で管理の処理をされておられるわけですね。ですから、本町におきましても、今後やはり下水道事

業におきましてもどんどん高齢化が進み、また簡易水道事業と同じように収入が落ち込んでくる。そういった中で下水道事業をどう維持していくのかということを考えていかないといけないだろうと思うんです。

そういう意味では、浄化槽に係る部分についても下水道事業として一元化を図る中で、下水道事業と浄化槽事業、これの一元化を図る中で、下水道料金として徴収して、その中で経営をしていくということも必要なのかなというふうに考えているんです。

先ほども課長のほうからございましたが、今現在、浄化槽を管理されているお宅で水道使用料が大体30立米から40立米ぐらいのところで行きますと、ほぼほぼ個人負担額というのは変わらないんですね。先ほど来、申し上げておりますように、私が一番課題としているのは、一人世帯、二人世帯の高齢者の方の負担をどう軽減できるのかということなんです。ですから、そういう意味では、下水道事業等を一元化することでそういった住民の方々の負担の軽減につながるのではないかなというふうに思っています。

いろいろと国のほうも補助事業がございまして、先ほどご紹介させていただきました循環型社会形成推進交付金であるとか、また、これも同じようなものかも知れないんですが、地方創生推進交付金制度の中で地方創生汚水処理施設推進交付金というのもございます。そういった様々な環境省であったり、国土交通省であったり、そういったところの補助制度を最大限活用する中で、一元化に向けた事業が進んでいかないのかなと。そのことで下水道の接続の促進であるとか、浄化槽の設置促進であるとか、そういうふうにつながっていけば、きれいな水環境をもつくれるんじゃないかなというふうに思うんですね。

ですから、第5次総合計画につきましても、令和4年度から本格的な内容の具体的な取組が進んでいくと思うんです。その中で、今、申しましたような下水道事業の一元化につきましても、ぜひ検討をいただいて、住民の方の負担軽減につながるような取組、また問題なのは下水道の接続世帯と浄化槽設置世帯との個人負担の不公平感な

んです。ここを解消しないといけない。これは行政の取組として下水道を整備されていないわけですから、その整備されていない住民の方々、私どももそうなんです、なぜ、行政が下水道を整備しなかったことで、そこの地域の住民の人は大きな負担を強いられなければならないのかということなんです。

下水道を整備するときに大きな事業費をかけて整備されたわけです。浄化槽については、7人槽でしたら41万4,000円の設置費用の補助だけなんです。ですから、同じ汚水処理なんでね、その汚水処理事業として浄化槽の設置、またそういった管理につきましても、そういう事業費として行政からの財政を投入するというような取組が必要だというふうに考えております。ですから、ぜひ、このあたりは第5次総合計画の早い時期に、今、申しました汚水処理の一元化という事業の取組を進めていただいて、住民の負担額の公平性を保てるような形にしていきたいというふうに思いますが、町長、いかがですか。

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

今ご質問がありましたように、どこに住んでいてもそういった状況というのは同じというふうにしていかないと、行政のあり方によってそれぞれ負担が違うんだということは避けていかなきゃならん。そういう意味で、公共的というのはそれも含めて全体で考えていく必要がある。今後の新しい総合計画に向けてそういうことを組んでいかなきゃならん。

そして、今、制度があるものについては、先ほどありましたように、取れるものは取っていかなくやなりません、うちのさきに進んでいる補助制度とも絡めて整合させていかなくやなりませんし、そして、近隣の市町村がやっておられる具体的方法は取りにくい条件もありますから、そういう中でどれがいけるのか、どういうことが和東町にとってそういう方向にうまく行けるのか、ここをこのところを検討させていただきながら、しかし、今、言われますように、ゆっくりしているとどうにも進んでないとい

うことになりますから、ここはもう少しあり方を検討させていただきたいなど、このように思っております。

○議長（岡田泰正君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

今年から犬打峠トンネルの和東側からの着手が進められるということで、いよいよトンネルが開通するわけですから、12月にも申しましたが、トンネルの向こうとこちらで制度が全然違うということにならないように、移住していただける環境をどう整えていくのということも大事だと思いますし、汚水処理事業なんですけど、これはそういった全体的なこれから人口減少をいかに食い止めていくか、また、移住者をどう増やしていくかというまちづくりの大きな取組だと思うんです。ですから、そこをやはり考えていただいて、より早くですね、そういったことの不公平感のない事業にしていただくようお願いをして、そういったことを期待を申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（岡田泰正君）

会議の途中ですけれども、ただいまから午後1時30分まで休憩を取ります。

休憩（午前11時21分～午後1時30分）

○議長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

皆さん、こんにちは。日本共産党の岡本正意です。

質問に入る前に、私は、このたびのロシアのウクライナへの侵攻に断固抗議すると

ともに、一刻も早く戦争をやめ、ウクライナに平和を回復することを強く求めたいと思います。

それでは、質問に入ります。

第1に、新型コロナウイルス「第6波」を踏まえた対策強化について伺います。

オミクロン株による感染爆発は今なお深刻な状況が続き、本町でも1月11日以降、48人の感染が確認され、昨日段階で第5波までの累計の3倍を超えています。このような状況を踏まえ、町として当面強化すべき点について質問いたします。

1つは、感染状況の実態把握であります。

保健所が逼迫し、2月以降は感染者数しか発表されず、町との情報共有も出来ておらず、どこで、どの年代で感染が拡大しているのか、感染者やその家族、関係者がどんな状況なのかも把握できていません。これは異常事態であり、これでは対策の打ちようがありません。

そこで、2点伺います。

1点目は、本町の感染状況を町としてどう認識していますか。全国知事会の緊急提言が指摘された「危機的状況」という、そういった認識を共有されているでしょうか。

2点目に、町として感染や感染者の実態把握をしっかりとやるべきだと考えています。そのためにも京都府に対し、適切な情報提供と共有をするよう要請すべきです。

次に、検査体制の抜本的な拡充について2点求めます。

1つ目に、町内での無料検査体制の整備を求めたいと思います。

2つ目には、医療、保育、介護、教育現場等での最低でも週1回の検査実施を求めます。

第2に、原油高騰から暮らしを守る支援をについて質問いたします。

昨年から続く原油高騰はロシアのウクライナ侵攻でさらに深刻化し、打開の目途は見えておりません。ガソリンや灯油などの燃料はもとより、あらゆるものが値上げラッシュとなっており、住民生活と生業を直撃しております。町としての支援強化を求

める立場から3点伺います。

1点目に、政府の特別交付税措置は大変自由度の高い財源であり、12月議会でも指摘いたしましたが、活用すべき財源と考えておりますが、その後、活用による支援は検討されたでしょうか。

2点目に、福祉灯油や事業者への経費補助等の実施を今後求めたいと思います。

3点目に、住民への商品券の再配布実施を求めます。

第3に、公共交通の充実に向けてについて伺います。

長年の懸案である公共交通整備の方向性がこの間検討され、一定、具体的な計画が示されておりますが、それを踏まえまして、特に3点質問いたします。

1つ目は、来年度予定しているデマンド型乗合交通の実証運行であります。案では乗降場所とバス停を結ぶ内容となっておりますが、デマンド型のメリットを弱めるものがあるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

2つ目は、和東小学校から和東小杉間の路線バス再編であります。町として検討している内容やスケジュールを答弁願いたいと思います。

3つ目は、交通費負担のさらなる軽減です。

高い交通費負担は、バス離れや公共交通衰退の大きな要因となっており、今回は2点改善を求めます。

1点目に、高校生通学バス定期代補助を全額補助にするとともに、今後、鉄道定期代にも補助を拡充するよう求めます。

2点目に、ゴールドパス購入補助、また、定額運賃の導入など高齢者の交通費軽減について検討いただき、実施いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま岡本議員からいただきました一般質問に答弁させていただきたいというふうに思います。

1つ目でございますが、新型コロナ感染「第6波」を踏まえた対策強化をの(1)感染状況の実態把握をの①本町の感染状況をどう認識しているのか。全国知事会の「緊急提言」が指摘した「危機的状況」を共有しているか、でございますが、全国や京都府、また山城南圏域での感染状況につきましては、報道発表と同様に情報をいただき、特に和束町で新規陽性者が確認されましたら和束町に連絡が入り、当日記者発表される陽性患者数を報告いただいております。1月から流行しておりますオミクロン株により新規感染者数も高止まりしており、保健・医療体制は、今もなお逼迫している状況であると認識をしております。本町としましては、住民の3回目のワクチン接種を予定より前倒しで実施いたし、3月20日、21日には64歳以下の集団接種を予定させていただいております。

次に、②の本町の感染や感染者の実態把握を、府に対し適切な情報提供と共有の要請を、についてであります。感染の実態については、感染経路不明など京都府でもつかみきれない状況にあります。また、先般、陽性患者で自宅療養者の生活支援のための「覚書」を京都府と締結し、感染爆発により、保健所が自宅療養者の支援が厳しくなる前に連携できるよう体制を整えたところであります。

そして、(2)検査体制の抜本的な拡充をの①町内での無料検査体制の整備を、についてであります。無症状で感染の心配がある住民の方への抗原定性検査は京都府から承認され、3月8日より国保診療所においてドライブスルー方式で実施できるようになりましたので、報告をさせていただきます。

なお、PCR検査につきましては回数等制限があり、無償ではございませんが、一定の要件の中で検査ができる助成制度を創設し、対応しております。全国的に検査キットなどが不足し、入手困難ではありますが、体制整備を進めているところでありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

②の質問には担当課長より答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

次に、大きな2番でございます。原油高騰から暮らしを守る支援を、(1)政府の「特別交付税」は自由度の高い財源であり、活用すべきだが、活用による支援は検討したのか、について答弁させていただきます。

地方交付税は、岡本議員もご承知いただいているとおり、普通交付税と特別交付税があり、普通交付税は国勢調査人口などを基礎として、全国の市町村が一定の基準で算入されるものであります。

特別交付税につきましては、その市町村ごとに国から示される経費に対し、該当するものがあれば算入されるものでございます。

今回の原油価格高騰等に関する特別交付税措置は、令和3年11月12日に国において関係閣僚会議が行われ、地方公共団体が行う原油価格高騰対策に要する経費について特別交付税措置が実施されることになったものでございます。今回の特別交付税措置は市町村への措置のほか、生活困窮者への灯油購入費助成事業や農林漁業者に対する高騰分の助成などとなっており、和東町として検討した結果、食料品、生活必需品もいろいろな業種で価格が上昇していることから、昨年12月、本年1月に利用できる住民1人1万円の「茶源郷和東生活応援商品券」の給付を行いました。灯油を含めた生活費の一部に充てていただければと先の12月定例会でも答弁させていただいておりますので、ご理解よろしくお願いたします。

(2)福祉灯油や事業者の経費補助等の実施を、についてでございます。

本年1月に、国の補正予算により新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金が交付されることとなっており、住民の生活支援対策を中心に予算の検討をさせていただいておりますのでよろしくお願いたします。

(3)住民への商品券の再配布を、について答弁いたします。

「茶源郷和東生活応援商品券」事業については、町内の小売事業者と住民の皆さん

の生活支援に役立っている事業でございますので、先の答弁でも申し上げましたように検討しておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、大きい3、公共交通の充実に向けて、(2)和東小一和東小杉間の路線再編で、町として検討している内容、スケジュールについて答弁いたします。

現在運行しております奈良交通和東木津線は、加茂駅から和東小杉まで片道約16キロメートルを運行し、通勤・通学や高齢者などの移動手段として非常に重要な役割を果たしています。和東町では、特に移動手段を持たない子供や高齢者の唯一の足を守るため、これまで様々な取組を実施してきましたが、急速な人口減少に加え、新型コロナウイルス感染症の影響等により、これ以上、現在の路線を維持するのは非常に厳しい状況であります。

そのため、今回検討しているバスの路線再編では、特に利用者が少ない区間として和東小学校以東の約7.5キロメートルを住民の利用ニーズに応じた代替交通を準備し、路線バスの走行距離を減らすことで経費を削減したいと考えております。

また同時に、バスの運行の効率化を図ることで、現在削減されている国や京都府の補助金を確実に確保したいと考えております。スケジュールにつきましては、影響がある住民の皆様の声を取りこぼすことなく、しっかりとお聞きする時間を確保するため、4月以降、約半年をかけて住民の皆様との話合いの場を設け、そこでのご意見を踏まえて、年内には路線再編案を策定し、国への申請手続等を年度内に行った上で、早ければ令和5年度より再編したバス路線及び代替交通の運行をしたいと考えております。

以上、岡本議員からいただきました一般質問に対する答弁といたします。

なお、ほかの質問につきましては、担当課長の方から答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

それでは、私から、岡本議員の一般質問の答弁をさせていただきます。

大きな1番、新型コロナ感染「第6波」を踏まえた対策強化をの（2）検査体制の抜本的な拡充をの②医療、保育、介護、教育現場等での最低でも週1回の検査実施を、について答弁させていただきます。

まず、医療でございますが、和東町国保診療所のほうでは、事業所内のほうで今現在検討いただいております。

保育につきましては、和東保育園では、今現在、週1回の検査を行っており、随時、検査キットのほうを購入し、年度内ではございますが、検査体制を整備できているというところでございます。

介護につきましては、介護施設、特養等につきましては、京都府から週1回の検査できるよう検査キットが随時配布されておるところでございます。また、訪問介護などを行っております社会福祉協議会内にあるなのはな、また居宅介護支援事業所のほうでございますが、こちらにつきましても週1回の検査を随時行っておるところであります。

また、教育現場等についてでございますが、こちらにつきましては連合教育委員会などで必要に応じて検討いただければと思っております。

新型コロナのまん延防止につきましては、検査体制の整備というのはとても重要で必要ではございますが、ワクチン接種の体制を整え、早急に住民接種を行い、終了し、感染の拡大防止に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解よろしくお願いたします。

以上、私から岡本議員の一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（岡田泰正君）

総務課行財政担当課長、答弁。

○総務課行財政担当課長（宮木 大君）

それでは、私のほうから、岡本議員の一般質問の3. 公共交通の充実につきまして答弁させていただきます。

最初に、予定している乗降場所とバス停を結ぶデマンド型乗合交通の実証運行案では、デマンド型のメリットを弱めるのではないか、についてであります。

和東町の生活交通路線である奈良交通和東木津線の維持と利用促進及び町民の地域交通の確保を図ることを目的としまして、1月18日に和東町路線バス等対策協議会を開催させていただきました。

奈良交通和東木津線の利用者減少の改善や住民が利用しやすく、地域にとってふさわしい2次交通としてデマンド型乗合交通の実証運行を実施する案についてご説明をしたところでございます。

実証運行で検証する内容は大きく二つあります。一つは、議員ご指摘のバス停までの運行によるバスの利用改善であり、もう一つは、住民の皆様が希望する目的地を調査しまして、乗降場所とすることでデマンド型乗合交通の和東町での需要を図るものでございます。一つ目の検証により、バスの利用改善に取り組むのはもちろんですが、二つ目の住民の希望に応じた運行ルートも実証運行でしっかりと検証を行った上で本格運行へとつなげ、住民の皆様が利用しやすく、和東町に適した公共交通となるよう取組を進めてまいります。

次に、交通費負担のさらなる軽減について、一つ目の高校生の通学バス定期代補助を全額に、鉄道定期代への補助の検討についてでございます。

高校生の通学バス定期代補助につきましては、令和2年度から3分の2に拡充したところでございますが、利用者は令和元年度の30人に対し令和2年度が22名、今年度が19名と補助額拡充の効果が見られておらず、バス利用者も年々減少していることから、バスや鉄道のさらなる補助に充てる財源の確保は非常に困難な状況となっております。まずは制度をしっかりと周知するための広報を強化するとともに、高校生がバスを利用しやすい環境を把握し、必要な施策を検討したいと考えております。

次に、二つ目のゴールドパス購入補助、定額運賃など、高齢者の交通費軽減についてでございます。

奈良交通が発行するゴールドパスは、65歳以上の方が大人運賃の半額で乗車できるICカードで、3か月と6か月の2種類が奈良交通より販売されております。一方、和束町では、高齢者のバス利用促進としまして、今年度より数え70歳の方を対象に使用期限を設けず、1万500円分の乗車ができるICカードを交付しており、来年度の予算でも提案をさせていただいているところでございます。

今年度につきましては、対象となる89名に対しまして約70%の60名の方からカードの申請をいただきましたが、申請された方からは、「利用期限がないので好きなときに使える」、「将来、車を手放したときに使える」、「今までバスに乗らなかったが、車の利用を控えて乗ってみようと思う」といった意見をいただいております。

今後この事業により交付するICカードの利用状況もしっかりと分析した上で、高齢者の方々が利用しやすいバスの乗車運賃への助成制度のあり方を引き続き検討したいと考えております。

以上、岡本議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（岡田泰正君）

岡本議員。

○7番（岡本正意君）

それでは、再質問させていただきます。

まず、新型コロナの関係ですけれども、先ほど町長のほうからもいろいろと状況についてお話がありましたけれども、いわゆる保健所といいますか、京都府からの感染者の公表というのが2月からとにかく数字しか出てこなくなったわけですね。それまでは、年齢であるとか、ほかにどういう状況なのかとかいうことも含めて一定の情報が公表されていたんですけれども、感染者が大変多いということもあって、多分、業務が追いついていないという中でそのような措置が取られたのではないかというふうに思い

ます。これは極めて異常な事態になっていると言わざるを得ないと思うんですね。

そこで、先ほど答弁の中で、一応、京都府と保健所とで覚書を結んで支援の体制を整えたというふうに言われましたけれども、今の現段階でいわゆる覚書に基づいてどのような情報共有がされているのか、また、具体的にそういった支援ができるような状況に今あるのかどうか、その辺、福祉課長、いかがですか。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

この覚書につきましては、生活支援を中心に行うという協定でございます。京都府と協議・調整している中で、京都府が一定生活支援が行えない、また当該家庭が独自でもそれが賄えないということになった折には、和東町がすぐさまそちらのほうの生活支援を行っていくと。

その物資につきましては、一定、京都府がご用意している生活支援物品、食料品なり日常使われるもの、それにつきましては保健所のほうに備蓄されているということですが、すぐさまうちのほうに届ける、もしくは本町から取りに行くということで調整しているところでございます。

また、その物資が足らなくなる場合につきましては、当然ではございますが、当該家庭の方にお聞きした中で必要物品を購入していただくと。その費用につきましては当然自費にはなってしまいうんですけれども、当面の間は京都府にある備蓄の品物、これをそれに当てるといことでさせていただくと。

ただ、現在につきましては、まだ、今そのような事例のほうがないということで、京都府とは毎日連絡を取り合って調整しておるんですけれども、そのように報告を受けているところでございます。

○議長（岡田泰正君）

岡本議員。

○7番（岡本正意君）

今のところそういった体制はあるけれども、そういった事例としては今のところはないという話なんですけども、ただ本当に今の保健所の業務実態ということを考えますと、本当にそのようなことも含めて十分対応できているのかどうかというのは大変疑問を感じるわけなんです。

もちろん向こうからそういうのがあってということもあるんですけども、今、自治体によっては、いわゆるそういう感染された方や、また濃厚接触とかいう方の中で、なかなか保健所から連絡が来ないとか、連絡の度合いが少ないとかいう状況の中で不安を感じられたときに、最寄りの自治体に相談をされて、支援してほしいというようなことを受けて支援されているような自治体もあるというふうに思うんですけども、やはり町としても、もちろん保健所との連携は必要なんですけども、そういった方が例えば町のほうに相談をされて、こういうことが今なっているので助けてほしいとなれば、連絡してくださいというような、そういった相談窓口というものをはっきりと出されて周知されたらどうかと思うんですけども、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

今、岡本議員から提案等をいただきました住民の皆様方への相談窓口は、今のところ、京都府が設置していただいておりますところでございますが、当然、福祉課のほうでも、相談窓口とさせていただいているところではございますが、今、提案ありましたように、もう少し住民の皆様にご案内いただけるよう広報を考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（岡田泰正君）

岡本議員。

○7番（岡本正意君）

そこはぜひ孤立しないように支援をお願いしたいと思うんです。

それで、町長にお聞きしたいんですけども、いわゆる町として今、情報は限られている部分もあるかもしれませんが、やはり感染状況をしっかりと把握するという意味で、今、町としてはどの部署がそれを担っておられるのか、全体の情報というのはどこが責任を持って統括されて、その情報を共有されるという意味で、どの部署が今、責任を負っておられるというふうにお考えですか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

お答えをさせていただきます。

コロナ対策、この感染に関しては、全管理職で対策本部等を設置した場合は、緊急な場合にはそういったところで意見の共有を図ります。しかし、日々のこういった状況、いわゆる保健所との連絡連携も大事でありますので、うちの課でいえば、今、福祉課のほうでそれをやっています。場合によって、府のほうで発令されている場合には、それに応じた対策委員会を設けて、そしてやっている。その対策本部を設けた場合の所管というのは総務課になります。そういうことで今、対応をしているところであります。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

岡本議員。

○7番（岡本正意君）

と言いますのは、この間、いわゆる住民の方の感染状況というのは、また、それはそれであるんですけども、いわゆる公的な部分でのところで今、感染が少しずつ出

てきておりますよね。

ホームページのほうで保育所の職員が感染しましたと。あと、この間でいうと、カフェのほうでスタッフの方が感染されて、大事を取ってというか、法人の判断だと聞いておりますけども、先日まで休業されました。あと、7日ですか、建設事業課のほうで確認されたということが一応ホームページにも公表されております。しかし、このような一つ一つの状況というのは公表はされてますけども、例えば、カフェでそういったことになってるといふことと、いふことがどこまで知られているのかという意味で、やはり一定の管理職の方でも知らなかったりとか、あと、建設事業課の関係で、私もたまたま昨日、夜に確認して、私が見落としした分もあんですけども、7日に感染が確認されましたというのが載っていて、それはどこまでがということで一応確認はさせてもらったんですけども、やはり議会のほうにもそういった情報というのは、今日までちゃんとした情報は伝わってこなかったわけなんですね。ですから、そういった自分たちの庁舎の中で起こっている情報なんかはもう少し統括されて、迅速に共有するということがないと、議会にしても日々住民の方と接したりとかしている中で、やはりいろんなリスクもありますし、それから住民の方からそういった疑問が呈されても答えられないという状況になります。

ですので、町としてちゃんとどこかの部署がそういった各課のいろいろなところで起こっている情報を統括して、それを全管理職や職員に共有していただくという仕組みをつくっていただくことが大事じゃないかというふうに思うんですけども、その辺、町長、いかがですか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

今、具体的に挙げていただいた内容で答弁させていただきます。

まず、和束町の役所の中では所管課が対応していきます。そして、それが一つの組

織とて総務課のほうへ回ってき、そしてその案が副町長、町長と上がってまいります。中の関係はそうですが、たまたま今、活性化センターの話も出ました。活性化センターというのは財団法人で、その関係課、事務局長は農村振興課長が兼ねておりますので、そういったところの把握をし、そしてそれが和東町の組織の一部として、先ほど申し上げたような内容で上がってまいります。

保育所につきましては、保育所の中から福祉課のほうへ回ります。そして、福祉課から総務課のほうへ回り、全て町長までその報告が回ってきます。そして、これをほかに一つ一つその都度発表すべきかすべきでないか、その判断というのは持っておりますが、重症化になってくればその辺の対応というのはまた違ってきます。

また、今、言われますように、十分注意していくという、その症状に応じた段階で措置を取っておりますので、議会にしてもその都度その都度というのは非常に欠けている面があるかも分かりませんが、しかし、その程度によって大きくなってまいりますと、これは今、岡本議員が心配されますように、感染が拡大しないという観点から十分配慮してやっているつもりであります。これからもこういった経験のないところでもありますけども、感染の拡大をしないということを十分に慎重に考慮し、対応してまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解のほうをよろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

岡本議員。

○7番（岡本正意君）

今、重症化した場合がって言われましたけどね、オミクロン株の特徴というのは、よく言われているように、感染力が大変強いということですよね。そして、感染経路が分からないままどんどんと広がってしまうというのが今回の大きい特徴だと言われてますよね。ですから、無症状だったり軽症だったりとか、そういうようなところをどうちゃんととらまえて、甘く見ずに実態把握していくかっていうことが、それ以上

広げないという意味でも大事になっていると思うんです。

今日、朝に建設事業課の感染のことについて説明をいただきましたけども、そういう内容を聞けば、なるほど、そういうことなのかっていうふうに分かりますけども、単に出ましたというだけで流されてね、じゃあ、どうなっているのかということが分からないような状況の中で、こちらも今日議会を迎えるという意味では、事前に何の説明も受けないまま、どうなっているのかということが大変心配だったわけですよ。ですから、症状にかかわらず、そういったことはちゃんと共有すべきだと思うんです。そこは町として一括して情報を把握して、それを全職員なり管理者にちゃんと共有すると。そして、必要なところにちゃんと伝えるということを迅速にやっていただきたいと思いますので、そこは強く要望しておきたいと思うんです。

次に、検査の関係ですけども、今回第6波でも検査の遅れや体制の弱さが露呈したと思うんですね。無料検査も昨年から京都府が行ってききましたけども、すぐにパンクしてます。先ほど町長が言われたように、クラスターが頻発をして感染経路はほぼ特定できない状況の中で、そういう中では、ある意味、濃厚接触を追っかけても何の意味もないという状況が今の状況だと思います。

オミクロン株も、今、亜種と言われているBA.2というものも極めて感染力が強いということが特徴とされていますけども、なおさらそうならば徹底した検査をしなければ実態というのはいつまでも分からないと。無症状や軽症で拡散するということを繰り返していくという、これが今の第6波の教訓だというふうに思うんですね。

少し確認したいんですけども、国保診療所で先日から限定的に抗原検査をされてますけども、一応これは年度内の話になっていますけども、これは来年度以降も継続してやるということによろしいのでしょうか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

これにつきましては、いわゆる知事に認可を取っていかなきゃなりません。そして、届けを出す。その届けは、今回出させていただいたのが年度内の届け、いつということまで上げております。これは必要に応じてその届けを出しながら、そして許可をいただきながら対応していく、こういうことをご理解いただきたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

岡本議員。

○7番（岡本正意君）

今が大変な状況なわけですし、今後4月以降も収まるとは思えない状況ですので、そこはしり切れとんぼで終わらないようにしていただきたいんですけども、やはり検査といった場合に、今回、国保の診療所でやっていただく分について対象というのは大変限定されておりますよね。もちろんキャパの問題もあると思うんですけども、ただ、やはり今後どうしても必要なものというのは、いつでも誰でも無料で何度でも検査できるという状況をつくらないと、これ自身は国がちゃんとやってないからこうならないんですけども、やはり国にそういうことも要望することも含めて、そこにちゃんと目指していくということが大変大事だというふうに思うんですよね。町長、目指すべきところね、そこはいつでも誰でも無料で何度でも検査できるということを町としても来年度以降もそこを目指して国にも要望して、そういう体制をつくっていくということよろしいですか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

今回の場合は和東町の体制でできる限りの対応をしていこうということで、今、認可を届けて開始したということでもあります。

全体的な感染対策についてはですね、これは先ほど岡本議員のご質問にもありましたように、私もお挨拶させていただきましたように、今回3月4日でしたかね、知事

会で緊急提言がされております。そういった提言の中では、保健所の機能だとか、今後のきめ細かな対応を緊急提言の中に折り込まれております。岡本議員のご質問の内容でございますが、そういったこともお互いに共有しながら、そして、和東町の取れる対応を十分に踏まえながら、慎重かつ丁寧にやっていく努力はしていくべきだということに思っておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

岡本議員。

○7番（岡本正意君）

そこはやはりちゃんと確立していくということなしに終わらない状況がありますので、よろしくお願ひしたいというように思うんです。

それと、もう1点だけ、先ほど各医療や介護、保育、教育現場等での検査の実態について報告をいただいたんですけども、一定、教育現場と連合の問題もありますが、週1回という部分でやりつつあるということなんですけども、これを継続していくということですね、それから観光の関係ですね、いわゆる先ほどカフェでも出たということで休業されました。今、まん延防止等はあったとしても、実際は緊急事態が出ない限りはお客さんというか、受け入れてはるわけですよ。緊急事態が出ても、カフェとか和東荘とか開けておられましたけども、そうならば、余計そういうところでも定期的な検査をしていく必要があると思うんです。今後は和東荘などでも一定の団体客などもまん延防止の下でも受け入れるということで、今、準備していただいているようなんですけども、そうであるならば、そういった定期検査をしっかりとそこでもちゃんとやっていくということが必要だというふうに思うんですけども、そこでもそういうふうにやっていただくということによろしいですか。町長どうですか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

ご案内のとおり、当初感染がはやったときには、まん延防止は非常に厳しい適用がされておりました。自宅待機の日数もそうなのですが、いろんな非常に厳しい定義であったわけですが、オミクロンに変わりました、一応、大きく国のほうでも緩和されてきております。その緩和に従った内容で観光関係の部署も動いていると思います。そこへプラスアルファ、和東町独自のものを入れたということは、今のところ基本的にはしておりません。そういう対策の中で対応していこうと。その中では十分気をつけていかなきゃならないと。この内容の中には、今、検査がありますが、その体制もありますけども、そういったまん延防止法の今の基準も照らし合わせながら対応していきたい、このように思っております。

不十分な点があれば、うちの体制の問題もありますけども、国制度に問題があるとなれば、緊急提言の中にもその強化が謳われております。いろんな中で、そういったところと十分見合わせながら、これから慎重に対応していくと、こういうことに努めていく、このように思いますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

岡本議員。

○7番（岡本正意君）

観光の関係というのは、要は、最も不特定の方と接触する機会が一番多いわけですよ。ですから、そういう意味では、持ち込まれてくる可能性もあるし、逆にこっちから向こうに持って帰ってもらうということもあるわけです。そういうリスクが極めて高いわけですね。ですので、実際に受け入れ先のところで出たわけですから、本当に今後そういった事業を町として責任を持ってやるということであれば、やはり最低でもそこに働いている人たちの定期的な検査ぐらいはしないと、責任を持って観光を進めていくことにならないというように思いますので、そこは町として責任を持ってやっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、原油高騰対策ですけども、もう一度だけ確認しておきますけども、先ほど町

長のほうから、一定、福祉灯油や事業者の経営補助等の実施、また住民への商品券の再配布実施について検討していると言われましたね。それは来年度以降の事業として検討いただいているということによろしいですか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

これについてはですね、コロナ禍の中で特別交付金等制度が変わって該当し得るとなれば、それを積極的に今まで茶源郷の商品券で対応してきました。これで大きく生活を応援していく。確かに、署名もいただいたことがあります。この時期の中で住民に生活負担がかかってくる。そういった一部でも軽くなっただけということ。生活応援資金1人当たり1万円というのを交付させていただきました。この内容というのは大事じゃなかろうかと。署名一つ見ても感じました。

そして、灯油の問題、これは生活支援から考えて、コロナ禍でもう一回こういう施策を打たないと住民の非常に苦しい現状というのはあります。そうした対応は続けていきたい、これを今、検討しているということ。答弁させていただいたと、こういうことです。

○議長（岡田泰正君）

岡本議員。

○7番（岡本正意君）

それは決して水道料金の値上げと代わりにはならないですよ。このようなときにライフラインの値上げをすること自身が、今、大きな不安になっているわけですから、その代替措置ではないですけども、それ自身はちゃんとやっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

最後に、公共交通の関係ですけども、先ほど答弁いただいたんですけども、一つはデマンド型の関係なんですけども、やはりデマンド型交通のメリットとしては、先ほ

どもちょっと出てましたように、自由度の問題があると思うんですね。利用者自身がドア・ツー・ドアで行きたいところに直接行けるっていうところにやはり大きなメリットがあるっていうふうに思います。

先ほど路線バスとの接続だけじゃなくてほかの部分についても検討したいと言われましたので、そこは両面でやっていただきたいというふうには思うんですけども、路線バスとの接続というものを入れるというのは、どうしても路線バスのダイヤに縛られますよね。要は、結局はバスまでは運ぶけど、そこから先はバスに乗っていかなあかんということになりますから、どうしてもバスのダイヤに縛られてしまうということがあります。それではその方のメリットにならないというね、今のバス路線自身が決して便利じゃないですからね、だから、それに合わせても結局は利便性は高まらないということにもなりますから、やはりデマンドという部分で言いますと、そこをしっかりと考慮した中で考えていただきたいなというふうに思いますので、そこはもう一回だけ確認の上で答弁いただけますか。

○議長（岡田泰正君）

総務課行財政担当課長、答弁。

○総務課行財政担当課長（宮木 大君）

はい、お答えいたします。

先ほどの答弁で申し上げましたとおり、バスのほうに接続するという形でまず一つ目検討しておりまして、和東木津線につきましては1時間に1本のバスになっておりますので、基本的にはその1時間に1本のバスの時間については、そこに接続するような形で各地域のほうの乗降場所からバス停までという形で運行しますが、それ以外の時間帯につきましては、皆様のご希望の場所等もありますので、そちらのほうに乗車していただけるように今回運行をしたいと考えております。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

岡本議員。

○7番（岡本正意君）

やはりそこはもちろん実証実験の中で検証されることだとは思いますが、その部分というのが大事じゃないかと思えます。

いわゆる交通費の問題にしましても、メリットという点では大変少ないんじゃないかと思うんです。

一応、指定された三つのエリアで言いますと、交通費の負担で一番メリットがありそうなのは湯船ぐらいだと思うんですね。要は、そこから直接和東小学校のバス停まで来るということになってますから、その間のバスの負担というのはある意味なくなりますよね。いわゆるデマンドの運賃だけになると。そこからそのままバスに乗らずにどこかに買い物とか行くんだったら、それで終わるのでいいと思うんですけども、ほかの部分について言いますと、必ずバスに乗らなくちゃいけないんですよね。ですので、そうなるあまり交通費の負担の軽減に資さないというようなことが見受けられるというふうに思うんですね。

ですから、その部分で仮に路線バスの利用促進という部分での問題があったとしても、先ほどほかの問題で言いましたけども、奈良交通自身の特に高齢者の方の運賃を低額に抑えるということをしないと、逆に言えば、デマンドの分も払って、バスの分も払ってとなると逆に負担が増える場合もありますから、その措置も同時にやっていくことが必要ではないかというふうに思うんですけども、その辺いかがですか。

○議長（岡田泰正君）

総務課行財政担当課長、答弁。

○総務課行財政担当課長（宮木 大君）

はい、お答えいたします。

まず、バス停への乗り継ぐことにつきましては、この検証内容については、現在乗車されている方のほとんどがバス停から5分から10分以内の地域に住まれている方

がバスを利用されているということで、昨年10月、11月、アンケート等を取りましたが、そういった実態が把握できております。そういった状況から、特にバス停から遠い方で集落の奥のほうに住まわれている方、こういった方が今回導入しますデマンド乗合交通の実証運行のほうでこれを使いましてバス停まで来られて、実際乗車をされる方がどれくらいいるかという形で検証を行いたいと思っております。

また、料金体系につきましてですが、先日の協議会の会議のほうにおきましては、一定、料金案ということでお示しはさせていただいたんですが、こちらの料金体系につきましてもスケジュールのほうで町長から説明もいただきましたとおり、各地域の懇談会を開催いたしまして、まずは案として先日の協議会の案も一つですが、さらに別の料金体系の案も検討できないかということでいろいろご意見をいただいた上で設定しまして、子供であったり高齢者といった、通常、車など運転できない方々が利用しやすい公共交通となるように料金体系等も本格運行に向けまして十分に検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

岡本議員。

○7番（岡本正意君）

デマンドについていろいろ調べたりさせてもらっている中で、一定のまとまった資料とか見てたんですけども、やはり地域住民にとって使いやすい形式というのが長続きするし、利用できるということだと思います。

それから私が見た資料の中では、いわゆる利用者が不便に感じる運行ルートはできるだけ避けることが必要だと。よくない事例として、公共交通がない地域から最も近いバス停までしか運行しないものって書かれているんですね。ですから、そういう点では、全国的な状況を踏まえた中では、最寄りのバス停につなぐというのは、もちろん和東ではどうかということはあるんですけど、あまり推奨されていないということもあ

りますので、そこも含めてですね、そこはシビアにリアルに検討いただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に、路線再編の関係なんですけども、一応、和東小学校から和東小杉のところまでの7.数キロについて代替交通を検討していくという話でしたけども、具体的にはどのようなものが代替だというふうに考えておられるのかということですね。

それと、もう一つ、大変大きい問題ですから、4月以降半年かけていろいろ声を聞いていきたいというふうに言われてますけども、コロナ禍の状況もあったり、なかなか集まりにくいし、話もじっくり聞きにくい状況もあります。例えば、聞くといっても役員さんだけとか、そういう形式的なことになってもよくないと思います。そういう意味では、どう丁寧に声を広げていくということで考えておられるのか、それも併せてご答弁いただきたいと思ひます。

○議長（岡田泰正君）

総務課行財政担当課長、答弁。

○総務課行財政担当課長（宮木 大君）

はい、お答ひいたします。

代替交通のほうですが、和東小杉から和東小学校までの区間の利用者の状況を確認させていただいたところ、昨年度のアンケートであったり、OD調査等もさせていただきましたが、小中学生、高校生、そして高齢者等の利用が大体7割から8割ぐらい利用されてまして、特に子供たちにつきましては朝であったり夕方、こういった時間帯の利用が多いですし、また、通勤等で利用される方につきましても同じような傾向となっております。特に朝と夕方の帰りの時間帯につきましては、定時路線で走るような交通のほうを検討したいと考えております。

また、昼間の時間帯におきましては、やはりそれぞれ乗車されているバスもあれば、全く乗車せずに、今、和東木津線のほうが走っている場合もありますので、こういった点も踏まえまして、デマンド型乗合交通のほうで利用されたいときに利用できる、

こういった交通で賄いたいと考えております。

○議長（岡田泰正君）

岡本議員。

○7番（岡本正意君）

意見をどう聞くかという点について答弁をいただけてないんですけども、いずれにしましても、今、代替についてはそういう話もありますけども、路線再編というのは下手すると余計に地域にとって大きな打撃になる問題だと思うんですね。やはり和東からJRが撤退するとなったときに物すごく衝撃が走りましたよね、町長。一定それで人口が流出する一つの要因にもなったというふうに思うんです。

今、考えられているところの地域でいえば、ここの足をどう確保するかという観点で、とにかく削減するとかいうようなことじゃなくて、そこの地域に合った公共交通をどう確立するかという部分で一緒に考えると。今以上に、不便をかけないと、負担もかけないというところが大事だというふうに思いますので、そこを基本にした住民との話し合いをしていただきたいと思いますので、そこはぜひよろしくお願ひしたいというふうに強く要望しておきたいと思います。

残り時間で負担の関係ですけども、高校生の通学補助については、今3分の2までやっていただいておりますけども、やはり高校生にとって大きな負担の割合を占めているのはバス代なんですね。この負担をゼロにする決断というのを私は早期にさせていただきたいというふうに思うんです。高いバス代というのを和東から通学することの宿命にしないと。通学時間というのは早々変えられませんが、負担というの町の姿勢で変えられるわけですから、やはりここで決断をしていただきたいというふうに思うんですけども、そこを町長に答弁いただきたいのと、時間もありませんので、次のことを聞いておきます。

ゴールドパスについては、私が調べますと、3か月で5,500円、6か月で8,500円というので、それで買った上で半額になるということなんですね。ただ、決し

て無料パスではないという話なんです。

これも奈良交通のバスの方も言っておられたんですけども、利用頻度によってお得感が変わるということなんですね。だから、要は、定期的に乗ってはる人にとってみたら、また、一定交通費が高いところから乗ってはる人は計算すると万単位でメリットがあります。だけど、加茂駅に近いほうでいうとあまりないですね。たまに乗るぐらいだったら全然メリットないです。買ったお金のほうが高い状況が起こってきますので、そこもどういう方がお得になるのかというシミュレーションなんかも町としてもしっかり出していただいて、選びやすくしていただくと。やはり前金が要るわけですから、そこは一定補助をしてでも買いやすいようにしていくということをやりたいなというふうに思いますので、これは政策的なことなんで、まとめて町長に答えていただきたいと思います。

最後に、これも要望だけにしておきますけども、今、奈良交通のほうでゴールドパスの免許返納者への特典というのをされてます。6か月分を2回無料配付と。1年間、一応半額で乗れますということになってます。これは京都方面も対象になりましたので、それはそれでまた奈良交通さんと連携いただいて周知いただきたいと、これは要望しておきたいと思います。

最後は町長お願いします。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

一つは、先ほどの定期の関係ですが、3分の2から全額化というだけでは調査でなかって、とにかく加茂で乗換えのほうが大変だと。だから、先ほどのように、これだけじゃなしに、今回どういうことが問題なのかをきちっと把握し、そして柔軟な対応をしていくべきだと考えております。

ただ、一つご理解いただきたいのは、奈良交通を中心に考えて、路線バスを中心に

考える。というのは、運行路線協議会とか、そういった一定協議会の範疇、運送法に決められた中での手続でありますので、そういった範疇の中でやっていきますので、よろしくをお願いします。

○議長（岡田泰正君）

岡本正意議員の質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから午後２時４０分まで休憩いたします。

休憩（午後２時３０分～午後２時４０分）

○議長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第６、承認第１号 専決処分の承認を求めることについて「令和３年度和東町一般会計補正予算（第７号専決）」を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

承認第１号の提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大を踏まえ、６５歳未満の住民等に対し、早急にワクチンの追加接種を実施するため、予算補正する必要が生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分をさせていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうから説明を続けさせていただきますので、議案書のほうをよろ

しくお願いいたします。

承認第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年3月10日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりください。

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和4年2月16日

和東町長 堀 忠雄

1. 専決事項 令和3年度和東町一般会計補正予算（第7号専決）
2. 専決理由 新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大を踏まえ、65歳未満の住民等に対し、早急にワクチンの追加接種を実施するため、予算を補正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和3年度和東町一般会計補正予算（第7号専決）

令和3年度和東町一般会計補正予算（第7号専決）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ250万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億4,070万円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月16日専決

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりください。

「第1表 歳入歳出予算補正」の歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明をさせていただきます。

15款国庫支出金、6億2,456万4,000円、250万円、6億2,706万4,000円。

歳入合計、37億3,820万円、250万円、37億4,070万円。

次のページが歳出になります。こちらのほうも款、補正前の額、補正額、計の順に説明いたします。

4款衛生費、5億3,041万1,000円、250万円、5億3,291万1,000円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書、令和3年度和東町一般会計補正予算（第7号専決）No.1のほうをよろしく願いいたします。

1ページから4ページまでは総括で、議案書と重複しますので、省略をさせていただきます。

5ページ、6ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金、補正額が175万円です。これにつきましては、1節保健衛生費負担金ということで、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金175万円。

また、同款、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金で補正額が75万円です。こちらにつきましても、1節保健衛生費補助金ということで、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金75万円を計上させていただいております。

7 ページ、8 ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございますが、4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費で補正額が250万円でございます。

内訳につきましては、3 節職員手当等ということで、時間外勤務手当53万8,000円、管理職員特別勤務手当7万2,000円、計61万円を、また、7 節報償費175万円につきましては、コロナワクチン接種等の謝金でございます。11 節役務費につきましては、審査支払手数料ということで14万円を計上しております。

今回の専決予算につきましては町長からも報告がございましたように、3月20日、3月21日の65歳未満の集団のワクチン接種費用等を計上させていただいているものでございます。

9 ページ以降につきましては給与費明細を載せさせていただいておりますので、また後ほどお目通しのほうをよろしくをお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

岡本議員。

○7 番（岡本正意君）

今回いわゆる3月に行われる65歳未満の方の接種の関係の経費というふうに説明がありました。それで、まず確認なんですけども、先日2月に行われた高齢者の接種が大体8割ぐらい接種されたという話は聞いたんですけども、いわゆるそのとき体調の関係とか、事情であるとか、接種は希望はするけれども、できなかったという方もおられるのかもしれないんですけども、そういった方への3回目の接種の確保というものはどのようにお考えですか。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

お答えいたします。

ただいまありました2月に65歳以上の高齢者の方、またリスクの高い方の3回目の接種で、打つ意思があったにもかかわらず、体調不良、用務等でそのタイミングで和東町で指定した日程で打てなかった方についてでございますが、これにつきましては、3月20日、21日に接種させていただきます64歳以下の集団接種のところでは、そのときにご都合がつくようでしたら打たせていただこうと思ひまして、ご案内のほうは皆さんのほうに差し上げているところでございます。

○議長（岡田泰正君）

岡本議員。

○7番（岡本正意君）

分かりました。

それと、今回65歳未満ということになるんですけども、一応、参考までに、対象になる方で案内された方の中で今回接種を希望された方はどの程度の率になっているのか参考までにお聞かせ願いたいということと、それから、これまで1回目、2回目のときに一定慎重なことで接種を希望されなかった方がおられると思うんですけども、一定若い世代ほど多いとは思いますが、そこは任意ですのでいいんですけども、ただ、その後、やはり打ちたいというようなことで、まず1回目を打ちたいという方も若干おられるんじゃないかと思うんですが、そういった方への対応はどうされていますでしょうか。それと併せてお願いします。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

まず、65歳未満の方でございますが、今回は3回目の接種ということですので、

当然ながら2回接種が終わっておられるということでございます。本町では昨年8月の時期に1回目、2回目の64歳以下の方の接種時期を設けさせていただきました。そのタイミングで2回接種を終えられて、3月、この時期に7か月経過されている方、この方につきまして一定案内をさせていただきました。

また、この時期、もしくはそれ前後ぐらいに高齢者の方の2回目のタイミングがずれて遅くなられた方もいらっしゃいました。その方についても案内をさせていただきました。その案内をさせていただいた方につきましては郵送で1,045通、実際にはもう少し多めになるんですけども、8月の対象ということで1,045人の方に案内をさせていただきまして、今、接種意思があるということで、福祉課のほうで20日、21日の接種体制の中で時間等を組み込ませていただいた方、希望のあった方でございますが、900人余りということで、期限は越えてますけども、まだ今でも電話で問合せ等がありますので、随時、空いてる時間を組み入れているところでございます。900人余りの方でございますので、まだ予定しているよりは枠がございます。当然ながら、今、岡本議員からありましたように、当時に1回も打つような希望がなかったけども、今やはり打ちたいという方につきましては、そういう方についても従前から案内させていただきまして、1回も打っておられない方については当然2回接種が必須となってきますので、3週間空けての2回目までを受けるタイミングをうちのほうでつくらせていただいておりますので、ご案内させていただくということをお願いしているところでございます。

○議長（岡田泰正君）

岡本議員。

○7番（岡本正意君）

分かりました。

そこはまた引き続き丁寧に対応いただきたいというふうに思います。

最後に、接種が続いておりますけども、やはりいろいろニュース等で副反応の関係

であるとか、悪くした場合にどういう因果関係があったかは別ですけども、亡くなられたりとかいうようなケースもないわけではありません。そういう中で、一応、国のほうではいわゆる救済制度というのを一方で設けておられますけども、その辺、ニュース等で取り上げられていて、あまりそういったことが丁寧に現場では説明されていない。情報もあまり知らされていないということが一定報道されておりました。もちろん今、この間の和東の中でそういったケースというのがあったということではないのかもしれませんが、ただ、死亡じゃなくても、かなり重篤なケースなんかも起こり得るといえるのはありますので、その辺、救済されるかどうかは別にしましても、こういった制度についても併せて周知いただいて、そこも理解いただく中で接種いただく判断いただくということが大変大事かというふうに思っているんですけども、その辺の今の状況と今後の対応について答弁だけお願いします。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

ワクチン接種の副反応の関係でございますが、これにつきましては、まず昨年の上旬の第1回目の接種のときから問合せのほうをいただいております。やはり発熱なり倦怠感なりの反応が出ていると。これにつきましては一定報道でもされているように、大多数の方が出ているということで、数日で治まるということでございますが、思っている以上に強い副反応が出られている方も、電話でご相談もしくはご家族の方が窓口に来られてご相談いただきましたので、その節には当然丁寧に対応させていただいておりますけども、基本的には主治医の方、もしくは接種された先生とご相談いただいた中で、これがどれほど薬によって影響が出ているのかというところを判断していただいた中での救済措置であるというところは説明させていただいて、まずは医療機関の主治医の先生とご相談いただいた上でというような説明はさせていただきます。

た。

これにつきましては、接種をスタートさせていただくときにも説明させていただきましたし、あと、国とかで載ってるホームページとかもございますので、そちらのほうをご案内させていただいたり、案内のときに中に説明文も入れさせていただいておるんですけども、さらに理解が深まっていくように広報等も進めてまいりますし、また、福祉課窓口のほうでもお問合せいただいた方には細かな説明のほうはさせていただきますと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

ほかにありませんか。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「令和3年度和束町一般会計補正予算（第7号専決）」は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「令和3年度和束町一般会計補正予算（第7号専決）」は、原案のとおり承認されました。

日程第7、議案第3号 令和4年度和束町一般会計予算、議案第4号 令和4年度和束町湯船財産区特別会計予算、議案第5号 令和4年度和束町国民健康保険特別会計予算、議案第6号 令和4年度和束町簡易水道事業特別会計予算、議案第7号 令和4年度和束町下水道事業特別会計予算、議案第8号 令和4年度和束町介護保険特別会計予算、議案第9号 令和4年度和束町後期高齢者医療特別会計予算、以上7件

を一括議題といたします。

提案理由の説明として、施政方針を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

本日、令和4年度一般会計予算をはじめとする諸案件のご審議をお願いするに当たり、提案理由に替えまして、令和4年度の施政方針についてご説明申し上げます。

オミクロン株をはじめとする新型コロナウイルス感染症が急速に拡大しており、本町においても感染者数が増加傾向にあるなど、新型コロナウイルス感染症はいまだ猛威を振るい続けております。住民の皆様におかれましては、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が繰り返し発出されるなど、2年以上の長期にわたり住民生活や事業活動に大きな影響を及ぼしている中、感染防止のあらゆる取組にご協力をいただいておりますことを深く感謝申し上げます。

本町におきましても、「茶源郷和束生活応援商品券事業」や「事業者支援給付金事業」、「高校生等就学応援給付金事業」などの生活支援、ワクチン接種の前倒しなど、様々な対策を講じてまいりました。令和4年度においても、感染状況等を総合的に勘案しながら、時機を逸することなく必要な施策を適切に実施できるよう、引き続き、取組を推進してまいり所存でございます。

令和4年度当初予算は、令和3年9月に策定いたしました第5次総合計画に掲げる将来像「和の郷 知の郷 茶源郷 和束」の実現へ向けた本格的な一歩を踏み出す年度と位置づけ、6つの施策の展開方向に沿って予算編成をいたしました。

第1に、「子どもから高齢者までの全ての住民が健やかに暮らせる郷」でございます。

子育て環境の充実に向け、全ての子どもの保育料を無償化するとともに、新生児に対し10万円を給付する「子育て応援給付金」を創設し、住民が安心して子育てできるまちづくりを推進してまいります。また、18歳までの医療費や給食費、修学旅行

費の無償化などの施策についても引き続き実施し、子育てに対する切れ目のない支援を推進してまいります。

社会福祉センターや国保診療所などを複合化したまちづくりの中核的機能を担う総合保健福祉施設の整備を本格的に進めてまいります。令和4年度は社会福祉センターの解体工事や施設の設計事業が中心となりますが、住民の皆様の意見を踏まえながら、住民の心のよりどころとなる施設を目指して整備を進めてまいります。

第2に、「生きる力を育む教育と生涯にわたった学びの郷」でございます。

相楽東部広域連合と連携しながら、本町の自然や歴史、文化を生かし、子どもから高齢者まで生涯を通じた学びの環境を整備してまいります。

本町の豊かな自然の中で育まれたお茶の歴史や地域文化によって形成された生業景観を保存・継承していくため、文化的景観の選定調査と保存計画の策定を進めてまいります。

第3に、「自然と共生し、安心・安全な郷」でございます。

安心・安全な子育て環境の構築に向け、現在、和東保育園仮設園舎の整備を進めており、完了後、速やかに和東保育園の耐震・改修事業を進めてまいります。

また、頻発・激甚化する災害に備え、河川の浚渫事業や消防団員報酬の見直しによる処遇改善や団員確保を図り、地域防災体制の強化に取り組んでまいります。

安心・安全で安定的な水を供給していくため、簡易水道事業や下水道事業などのインフラ整備・管理を着実に実施し、独立採算の原則に基づく健全な経営に取り組んでまいります。

森林の多面的機能の発揮に向け、管理が適切に行われていない森林を適切に管理するため、森林経営管理事業を進めてまいります。

第4に、「お茶観光を軸とした交流の郷」でございます。

地域の自然や歴史、伝統により育まれた和東茶のさらなる発展と地域の活性化に向け和東茶ブランドの確立を目指し、茶農家の皆様と協働で進めてまいります。

また、長年にわたる生業により形成された景観を保全していくため、重点地区に指定された地域の良好な景観づくりを行う事業に対する支援を推進してまいります。

観光に特化した自治体の有償運送として、全国初の取組でありますゴルフカートを利用したグリーンスローモビリティ周遊観光事業や地域活性化の拠点として地域の皆様の協力により運営しております交流ステーション「和東の郷」など、引き続き、観光と交流の連携による様々な取組を展開してまいります。

第5に、「快適で美しい環境の郷」でございます。

本町の喫緊の課題であります人口減少の解消に向け、（仮称）犬打峠トンネル開通を見据えたさらなる移住定住施策の推進、テレワーク等の受け皿づくりの強化を展開してまいります。

令和5年秋の竣工に向けて架け替え工事を進めております祝橋とともに、石寺橋や撰原下島線拡幅改良事業などについても着実に事業を進め、安心・安全で生活の利便性を高める道路ネットワークの実現を目指してまいります。

多様な住民ニーズに対応した新たな地域交通のあり方について、利便性と財政負担のバランスを勘案しながら、将来にわたり持続可能な公共交通の実現に向けて検討を重ねてまいります。

第6に、「住民と行政のパートナーシップによる郷」でございます。

令和3年度に更新を進めてまいりました「茶源郷行政情報配信システム」や町ホームページを活用した行政情報の発信力強化に努めてまいります。

自主財源の安定的な確保に向け、本町の魅力を生かした返礼品の開拓や地域活性化に伴う知名度の向上などにより、ふるさと納税の寄付額の増額を目指してまいります。

以上、和東町第5次総合計画の将来像「和の郷 知の郷 茶源郷 和東」目指すまちの姿を実現させていくため、6つの施策の展開方向に沿ったまちづくりを進めてまいります。

今後、（仮称）犬打峠トンネルの開通やまちづくりの拠点となる総合保健福祉施設

の整備など、本町はこれからのまちづくりを左右する大きな変革期を迎えております。この大きな変革をチャンスと捉え、これまで進めてきた茶源郷としてのまちづくりを引き続き推進していきながら、将来にわたり持続可能なまちづくりを住民の皆さんと共に進めてまいり所存でございます。

今後も、住民の皆様、議員の皆様の一層のご協力をお願い申し上げますとともに、限られた財源を有効活用しながら積極的に各種事業に取り組んでまいります。

令和4年度各会計予算は、一般会計34億5,000万円、湯船財産区特別会計210万円、国民健康保険特別会計事業勘定5億8,700万円、直営診療所施設勘定8,420万円、簡易水道事業特別会計2億870万円、下水道事業特別会計2億5,130万円、介護保険特別会計保険事業勘定7億1,500万円、サービス事業勘定720万円、後期高齢者医療特別会計8,190万円、令和4年度予算総額は53億8,740万円となります。

どうか議員各位の一層のご協力とご鞭撻をお願い申し上げますとともに、令和4年度予算案並びに関係議案にご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（岡田泰正君）

お諮りいたします。

本予算の審議につきましては、議員全員の10人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置して、これに付託の上、審査いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号から議案第9号までの令和4年度和束町一般会計予算及び令和4年度和束町各特別会計予算の以上7件については、10人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置して、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

日程第8、議案第10号 町道鷺峰山線祝橋下部工〔A1〕工事に係る請負契約の

第二回変更についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第10号の提案理由を申し上げます。

現在、道路メンテナンス事業として進めています町道鷺峰山線祝橋架け替え事業について、令和3年11月5日に工事請負契約を締結した町道鷺峰山線祝橋下部工右岸橋台〔A1〕工事の一部に変更が生じたことにより、当該工事の内容を変更し、請負契約の変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める必要があることから、ここに提案させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、工事変更概要につきましては、担当課長より説明をさせます。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、私のほうから、議案第10号についてご説明させていただきます。

説明の前に、議案第10号のページをお開きください。

番号8、支出科目の部分でございますが、工事請負費が15節になっています。これを14節に改めさせていただきたいと思っております。ミスプリントとなりましたことをおわび申し上げます。

それでは、議案第10号についてご説明させていただきます。

議案第10号

町道鷺峰山線祝橋下部工〔A1〕工事に係る請負契約の第二回変更について

令和3年10月26日に入札に付した、町道鷲峰山線祝橋下部工〔A1〕工事請負契約について下記のとおり変更する契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 事業名 令和3年度道路メンテナンス補助事業
- 2 工事名 町道鷲峰山線祝橋下部工〔A1〕工事
- 3 工事場所 京都府相楽郡和束町大字中地内
- 4 契約金額 「6,552万7,000円」を「6,468万1,100円」に変更
- 5 契約相手方 京都府相楽郡和束町大字釜塚小字京町14番地の1
井上・吉田特定建設工事共同企業体
代表者 井上博一
- 6 契約の方法 地方自治法第234条の規定による一般競争入札
- 7 契約期間 「令和3年11月5日から令和4年3月31日」を「令和3年11月5日から令和4年4月28日」に変更
- 8 支出科目 一般会計
(款) 07 土木費
(項) 02 道路橋りょう費
(目) 03 道路新設改良費
(節) 14 工事請負費

令和4年3月10日提出

和束町長 堀 忠雄

おめくりください。

資料No.10によって説明させていただきます。

町道鷲峰山線祝橋下部工〔A1〕工事変更箇所資料

1 変更内容

- ・大型ブロック積工の胴込・裏込コンクリート厚（2.3 mから1.7 m）の変更による減
- ・土留・仮締切の切梁・火打数量変更による減
- ・既設橋台及び護岸の形状変更による取壊数量増

2 変更内訳

契 約 金 額 当 初 6,552万7,000円

(内消費税相当額595万7,000円)

変 更 6,468万1,100円

(内消費税相当額588万100円)

契 約 金 額 減 額 分 Δ 84万5,900円

(内消費税相当額 Δ 7万6,900円)

でございます。

隣のページに図面を2枚つけております。

まず、最初の図面をご覧ください。

左上の展開図でございます。

この赤の部分の胴込・裏込コンクリートを減らしてあります。これを2.3メートルから1.7メートルに減らしてあります。これにつきましては、A1橋台との緩衝の関係で土圧がかかりにくいということもありまして、ここの減額を行っております。

それから、図面右下でございます。既設護岸と護岸の今回造ります大型ブロックの護岸の関係でございますが、大型ブロックにつきましては五分勾配で上がっております。ただし、現行の護岸が約二分勾配で上がっている関係で、その間を詰めるすりつけ部分でございます。これは先ほどの展開図の一番上図面の右端のほうに描いております三角部分に当たる部分でございます。この部分の変更が生じております。

それから、めくっていただきまして、A1橋台につきましては、築堤の後ろ側で工

事を行いましたので、護岸を掘り込む関係で矢板を打ってます。H鋼を打ちました矢板に板矢板を入れましたものが図面の右上の側面図1-1でございます。こういう形でH鋼を立てに打ち込みまして、これに伴う矢板を横に入れております。

図面の右下をご覧ください。ブラケットという文字が若干あるんですけども、ここに腹起こしというものをに入れて矢板ごとに抑えます。それを真ん中のほうにこけてこないように切梁と火打ということで、真ん中の赤い線を引っ張っているところに持ってきます。これで矢板が内側に転倒しないということの安定性を図るものでございます。

ただ、打ち込みました関係と現地の護岸から離れる部分ですね、後部の部分につきましても、盛土の関係もございまして、下側の矢板の切梁が使わなくても安定してもつということが現場で確認が取れましたので、作業効率も上がるということも含めまして、この切梁を外して工事を行うということでございます。大きな点についてはこの点に変更しておりますので、減額の変更となっております。

以上、変更内容についての説明でございます。審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第10号 町道鷲峰山線祝橋下部工〔A1〕工事に係る請負契約の第二回変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第10号 町道鷲峰山線祝橋下部工〔A1〕工事に係る請負契約の第二回変更については、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第11号 和束町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第11号 和束町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第12号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案等の閣議決定に伴い、条例の一部を改正いたしたく提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうから議案の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしく願いたします。

議案第11号

和束町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和4年3月10日提出

1枚おめくりいただきましたのが今回の一部改正の条例案でございます。

続いて、No.11の新旧対照表を載せさせていただきます。

議長のお許しをいただきましたので、新旧対照表の次の和東町職員の給与に関する条例の一部改正 概要に基づきまして説明をさせていただきます。

今回、人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案等の閣議決定がされましたので、所要の改正を行うものでございます。

- ・6月と12月の期末手当支給率を一律1.2月分（特定管理職は1.0月分、再任用職員は0.675月分）に改正する。

- ・また、特例措置として、令和4年6月に支給する期末手当の額は、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における職員の区分に応じた割合を乗じて得た額を減じた額とするということになっておりますが、これにつきましては、本来でしたら毎年8月に人事院勧告がなされまして、11月には閣議決定がされるという状況でございましたが、今回、国家公務員の給与改正の法律のほうが本年2月に閣議決定されたことから、今回提案させていただくものでございます。

職員につきましては、これまで期末手当として一律1.275月出させてもらっていたのを1.2月分に減額する。

また、再任用職員につきましては、0.725月の分を0.675月分に改めるというものでございます。これによりまして、今年の6月に際しての期末手当につきましては、6月比で昨年度に比べますと職員については0.225月分減額となります。

あと、再任用職員につきましては、0.1月分の減額ということでございます。

以上、和東町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例です。よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（岡田泰正君）

岡本議員。

○7番（岡本正意君）

今回の和東町職員の給与に関する条例の一部改正は、いわゆる期末手当の具体的には6月の分に反映されるということだと思うんですけども、閣議決定を受けて具体的にどのような減額になるのか、もう少し分かりやすく説明いただけますか。

○議長（岡田泰正君）

総務課長、答弁。

○総務課長（岡田博之君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、今回、職員に関する期末手当の関係ですけれども、岡本議員のほうから分かりやすくということですので、和東町は、現在、職員と再任用の職員を合わせまして80人在職しております。これに基づきまして、今回の条例改正で減額される期末手当の額ですけれども、平均1人職員当たり6万7,672円の減額ということになります。これにつきましては0.225か月分の減額ということでご理解をお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

岡本議員。

○7番（岡本正意君）

いわゆる1人当たりでいうとそういうことだということですが、今回、閣議決定が2月にずれ込んだことで、本来、12月議会等で大体こういった議案が出されてということが多いんですけども、12月議会では見送られたと思うんですね。要は、今回の減額というのは、昨日ちょっと個別に説明いただきましたけども、要は去年に遡って、今年の6月にその分も合わせて減額措置が取られるということを確認させて

もらってよろしいですか。

○議長（岡田泰正君）

総務課長、答弁。

○総務課長（岡田博之君）

はい、岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回の改正につきましては、岡本議員のほうからもおっしゃるように、本来でしたら昨年の8月に人事院勧告がなされまして、当然、和東町の給料につきましては、これまでも給与の基準を人事院勧告に基づきまして職員の給与を算出しておりました。この根拠となる元の法律が通らない状況の中で、期末手当につきましては12月議会で減額できないということがございましたので、国の動きを待っていたところでございます。

本年2月に閣議決定をされまして、その中で、本来、昨年の12月で減額すべき分については、附則のほうになりますけども、今年の6月分で調整をするようにということになっておりますので、その内容で挙げさせていただいた内容でございます。

○議長（岡田泰正君）

岡本議員。

○7番（岡本正意君）

いわゆる制度上はそういうことで、去年の支給された6月と12月の期末手当まで遡ってこの6月分も含めて、要はトリプルと言いますか、3回分の期末手当の分についても減額するということが今回の改正で、先ほど言われましたように、1人当たり大体平均して6万7,672円が減額になるということなんです。

それで、これは町長にお聞きしたいんですけども、これは制度上はそうですけども、ただ、現在の経済状況とか生活の状況から考えて、今、政府もしきりに分配を強めるということで、エッセンシャルワーカー等の賃上げなども目玉にして、とにかく収入を増やしていこうと言ってる時ですね、そのときにいわゆるここの公務の部分で去

年の分との関係もありますけども、この6月にこれだけの手当とはいえ、本体ではないですけども、減額措置が取られるというのは、今、政府が言ってるような方向とも極めて矛盾していると思うんですね。

先ほど町長も所信表明されたときに、コロナとか、それから今、原油高であるとか、様々そういう生活や営業を脅かす状況があって、何とか経済を支えて生活させなくちゃいけないというときに、いわゆる全体として賃上げしていこうといったときに、役場の職員の手当をかなり大きな幅で削ってしまうというのは極めて矛盾しているというふうに私は思うんですけども、町長はどうお考えですか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

元来、これまでから和束町のこうした給与についてはですね、人事院勧告に準じた形を取ってきました。今、岡本議員がご質問された内容についても人事院勧告されるに当たって、そして、それを決めるそれぞれの部署において、国の機関でも慎重に審議されてきたことであろうというふうに思っております。これは特に今回のみの決定になるわけなんですけども、前回も含めて検討されてきている面もあるように理解はいたしております。そういった整合じゃないですけども、そういうことも含めた感があるのかなと、このように思っております。

特にコロナ禍の中、そうありたいとしても、その根拠がこの町村でなかなか難しい問題があります。これまでそうしたことから、改めて申し上げますが、人事院勧告等を踏まえてやってきた経緯がありますので、今回もそうした措置を取らせていただきました。

ご理解よろしくお願いたします。

○議長（岡田泰正君）

岡本議員。

○7番（岡本正意君）

これまでもそうだったから今回もそうですということだと思っただけなんですけども、例えば、先ほどの減額平均ですけども、今回のあれによって80人ということで、単純に掛けましても五百十何万円ぐらいのそれだけの収入というものがなくなるということですね。だから、本当に今、公務員というのは、ある意味、一定そういう安定した収入というのがいろんな意味で消費というのも支えてまして、こういう和東のような地域経済が、今、大変しんどい状況にあると。来年度、水道料金も大幅に値上げされようとしているという状況の中で、さらにまたそういった減額措置が行われていけば、今、言われたように、国が今までそうしてきたからということだけでは済まされない悪い影響しかないと思っただけなんです。

大体、五、六百万円の減額ということであれば、別に町の判断で今のこういう状況も鑑みて、勧告どおりしなくても地域経済を守っていくと。そういった生活を守っていくと、職員の生活も含めて。これは実際、今、エッセンシャルワーカーの賃上げとかいろいろ言われてる中でも、そういった方も含めて影響を受けるわけですから、ですから、そういった意味で町長として判断して、引き下げないという判断もできたんじゃないですか、こういう緊急事態のときですから。今の政府が言ってる方向とも大変矛盾するというのは明らかですから、そこは町として判断してもおかしいことじゃないと思っただけなんですけど、そういう判断はなぜされなかったんでしょうか。何かするとペナルティーでもあるんですか、どうですか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

制度上というのは、先ほどもありますように、独立して判断というのは可能でありますけど、今回のこういったときですね、こうした経済的な判断というのは、これ1点

で絞ることなく、総合的な中で、いろんな施策を考える中で検討していくべきだと思っております。これについては、やはりこういう人事院勧告の議論もあるわけですから、そうしたことに準じてやらせていただくと、こういうことをご理解いただきたい。これだけで経済対策とかコロナ対策とか、いろいろな対策と、これは総合的な行政のまちづくりの中で検討していくべきだと、このように思っています。

○議長（岡田泰正君）

岡本議員。

○7番（岡本正意君）

最後にしますけども、明らかに判断すべきだったというふうに思うんですね。やはりこういうときに判断できるから提案されているわけでしょう。国どおりやらなくちゃならないということではないですし、実際にそういうふうにされてるところもあるわけですからね。国家公務員の法律というか給料と地方公務員というのはまた違いますからね。基本的に地方のほうが低いわけでしょう。だから、そういう地域の状況も悪いですし、そこも町長はそういうところの代表ですから、地域の実情もしっかり考えて判断されるべきだというふうに強く要望して、私は賛成できないということを表明させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

ほかに質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第11号 和束町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第11号 和束町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第12号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

失礼いたします。

先ほど提案理由を一括で述べさせていただきましたけども、改めて、議案第12号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げさせていただきたいと思います。

先ほどの提案理由で申し上げましたように、人事院勧告及びそれらに関する法律案等の閣議決定に伴い条例の一部を改正いたしたく提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうから議案の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしく願います。

議案第12号

特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の
一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和4年3月10日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりいただいたのが、特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案でございます。

次のページが新旧対照表となっております。

議長のお許しをいただいておりますので、特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部改正 概要に基づきまして説明をさせていただきます。

町長からの提案理由でもございましたように、人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案等の閣議決定に伴いということで、これについては和東町の職員の給与と同様でございます。一般職の指定職職員に準じて所要の改正を行うということでございます。

特別職につきましても、6月と12月の期末手当支給率を、こちらは一律100分の162.5に改正するものでございます。従前は100分の167.5でございました。

特例措置として、令和4年6月に支給する期末手当の額は、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額を減じた額とするということで、こちらにつきましても職員と同様、昨年の6月分、12月分の期末手当の相当額0.05月分の2回、0.1か月分を乗じた額が減額されますということでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第12号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第12号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第13号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

議案第13号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

人事院規則の一部改正等に伴い、条例の一部を改正いたしたく提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

続きまして、議案の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第13号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和4年3月10日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりいただいたのが職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

続いて、新旧対照表。

1枚めくっていただきまして、議長のお許しをいただいておりますので、職員の育児休業等に関する条例の一部改正 概要に基づきまして説明をさせていただきます。

今回、人事院規則19-0（職員の育児休業等）の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

1 非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和

非常勤職員について次に掲げる措置を講じるということで、育児休業及び部分休業の取得要件のうち「引き続き在職した期間が1年以上」とこれまでは条例に明記をされておりましたが、その要件を廃止するものでございます。

次に、2といたしまして、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等でございます。

育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、次に掲げる措置を講じるということで、妊娠・出産等を申し出た職員に対する個別の周知・意向確認。

また、勤務環境の整備ということで、研修実施、相談体制の整備等、盛り込んでいくところでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第13号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

起立全員です。

したがって、議案第13号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第14号 和東町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第14号の提案理由を申し上げます。

令和4年1月18日に消防庁長官より通知がありました地域防災力の中核となる消防団の充実強化に基づき、消防団員等の処遇の改善を図るため、規定の整備を行う必要があることから、和東町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正

する必要が生じたので、提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようによろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうからは議案書のほうを説明させていただきます。議案書のほうをよろしく願います。

議案第14号

和東町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部
を改正する条例

上記議案を提出する。

令和4年3月10日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりください。

和東町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部
を改正する条例

和東町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表1中、「5万4,000円」を「6万円」に、「3万9,000円」を「5万4,000円」に、「3万8,000円」を「4万9,000円」に、「2万4,000円」を「4万2,000円」に、「1万8,000円」を「3万7,000円」に改める。

別表2中、「水火災の場合、1回につき2,000円、警戒の場合、1回につき1,200円、訓練の場合、1回につき1,200円」を「水火災の場合、1日4時間以上につき8,000円、4時間未満4,000円、警戒の場合、同じく1回につき3,000円、訓練の場合、1回につき3,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行するということとございます。

No.14の新旧対照表に基づきまして、もう少し詳しく説明をさせていただきます。

左に改正後の案、右に現行を載せさせていただきます。

改正後案でございますが、団長・副団長につきましては従来と変わりはありません。分団長につきましては5万4,000円を6万円にということで、6,000円のアップ、また、副分団長につきましては3万9,000円を5万4,000円にということで、1万5,000円の見直しをさせていただきます。部長につきましては、3万8,000円を4万9,000円にということで、1万1,000円の見直しをさせていただきますと考えております。班長につきましては、2万4,000円を4万2,000円にということで、1万8,000円の見直しでございます。団員につきましては、これまで1万8,000円だったものが3万7,000円ということで、1万9,000円の見直しということになっております。

国のほうから示されております基準額が団員1人当たり3万6,500円となっておりますので、この基準に基づきまして見直しをさせていただいたところでございます。

また、1枚めくっていただきまして、別表2でございますが、これにつきましても、水火災の場合、これまでは1回につき2,000円となっていたものを1日4時間以上につき8,000円、4時間未満につきましては4,000円に見直しをさせていただくものでございます。

警戒の場合につきましては1,200円を1回につき3,000円に、訓練の場合、1,200円を3,000円にということで見直しをさせていただいている部分でございます。

こちらの別表2の部分につきましても、国の基準で申し上げますと、水火災の場合、1日当たり8,000円という基準が設けられましたので、これに基づき見直しをさ

せていただいている部分でございます。

どうかよろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

今回、消防団員の報酬引上げ等が行われるわけですが、かなり大幅な引上げになっています。これ自身は大変いいことだと思うんですけども、先ほど総務省の関係のところから通知ですね、地域防災力の中核となる消防団の充実強化についてということが元になって今回の引上げにつながっているというふうに聞くんですけども、いわゆる標準年額3万6,500円になったという話があるんですけども、その辺もうちょっと確認で、その辺はこれまでも一定これぐらいの額にというのはあったと思うんですけども、その辺の財源的な措置がどのように見直しをされて今回のこういうことが可能になったのか、もう少し説明をお願いします。

○議長（岡田泰正君）

総務課長、答弁。

○総務課長（岡田博之君）

はい、岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

岡本議員がおっしゃるように、これまでも消防団の報酬につきましては地方交付税措置がなされておりました。地方交付税措置上の標準額というのがこの3万6,500円でございます。

しかしながら、和東町におきますこれまでの交付税措置の額で申し上げますと、和東町の団員1人当たりといたしますか、全体で244万8,000円、令和3年度まで支出しておりました。しかしながら、地方交付税として普通交付税、特別交付税として基準額は3万6,500円なんですけども、措置されている額につきましては14

3万4,000円ということで、約6割程度しか補填されてなかったという内容で、100万円余りの部分につきましては一般財源をこれまでから支出をしておりました。この地方交付税というのは10万人当たりの人口に対しまして消防団員がいくら適正かということで算定されておりますので、当然、4,000人を切る和束町にとっては3万6,500円ではなしに非常に少ない6割程度の金額しか交付税で見てもらえないと、特別交付税も踏まえた中でございます。

今回見直しさせていただいた後、団員ベースの話で申し上げますと、条例改正後の報酬額は503万2,000円と見込んでおります。このうち制度は充実しているものの、普通交付税、特別交付税を合わせて措置額が313万9,000円と、こちらにつきましても約6割程度でございますが、これは災害対応を含めまして消防団員の確保、また消防団員の処遇を図ることにより、住民の安心安全に期する内容でございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

いわゆる今回の交付税措置の見直しという意味では、まだそういう意味では全て補填されてるわけではないという中ですが、消防団員の確保等で一定、町単独分で措置して、団員ですが、3万7,000円を確保するということがありますから、それは国自身ももう少し補填率を上げていただくということも今後大事だというふうに思いますけども、努力いただいたというふうに思います。

もう1点ですね、そうやって上げた上でですけども、さらに報酬や費用弁償については市町村から団員個人に直接支給するということを徹底するよう求めているというふうに伺っているんですけども、その辺はこれまでもそうですけども、今回もわざわざこういうことを徹底するよう求めているということの意味と、町としてのこの通

知を受けてのこういった意味の措置というのはどうされるつもりなのか、その辺いかがでしょうか。

○議長（岡田泰正君）

総務課長、答弁。

○総務課長（岡田博之君）

はい、岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

これまで年報酬につきましては、1月に実施される初出式の際に和束町のほうから現金なり振込を団に送付させていただきまして、それぞれの個人の領収を頂いて確認をさせていただきました。

今、事務局のほうに指示させていただいておりますのは、今回の条例の改正と合わせて、岡本議員がおっしゃるように、通知の内容から4月1日の会議で団員の個人の口座に振り込むという旨の説明をさせていただきまして、個人の口座の番号に来年の1月から振込をさせていただくということで準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから賛成討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

1番議員の岡田 勇議員に通告いたします。

体調が思わしくなさそうですので、ご起立に代わって挙手でも許可いたしますので、

その旨お伝えいたします。

議案第14号 和東町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第14号 和東町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第15号 和東町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第15号の提案理由を申し上げます。

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴い、年金担保貸付事業等が廃止されることから、消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する必要が生じたので、提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうから、議案第15号の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第15号

和東町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和4年3月10日提出

1枚おめくりいただきたいと思います。

和東町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

和東町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

附 則

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以降も、なお従前の例により担保に供することができる。

3 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第70条第1項及び第71条第1項に規定する申込みに係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、施行日以降もなお従前の例により担保に供することができる。というところでございます。

次に、資料No.15の和東町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の新旧対照表により補足の説明をさせていただきます。

現行第3条の2項では、損害補償を受ける権利は譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を国民金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りではない。というところでございますが、これまで年金を担保という形で融資を受けられることができたが、この4月1日かその融資を受けられないという制度に変わりましたので、その分を削除させていただいたものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第15号 和東町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第15号 和東町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第14、議決第1号 ロシアのウクライナ侵攻に対する抗議決議を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

小西 啓議員。

○9番（小西 啓君）

決議第1号 ロシアのウクライナ侵攻に対する抗議決議について、決議文の朗読をもって提案理由及び説明といたします。

決議第1号

ロシアのウクライナ侵攻に対する抗議決議

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定に基づき提出いたします。

令和4年3月10日

提出者 和東町議会議員 小西 啓

和東町議会議長 岡田泰正 様

ロシアのウクライナ侵攻に対する抗議決議

このたびのロシアによるウクライナ侵攻は、力によるウクライナの主権と領土の侵害であり、国連憲章と国際法に違反する許しがたい暴挙に対し断固抗議する。プーチン大統領が侵略行為にあたり、ロシアが核兵器大国であることを誇示し、国際社会の批判や制裁に対抗し、核兵器で威嚇する姿勢を見せたことは、唯一の戦争被爆国である日本の国民として、また「非核平和都市宣言」を掲げている和東町においても到底容認できないことであり、重ねて強く抗議する。ロシアはウクライナ侵攻を直ちに中止するよう求める。

以上、決議する。

令和4年3月10日

京都府相楽郡和東町議会

以上です。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議決第1号 ロシアのウクライナ侵攻に対する抗議決議を原案のとおり決定するこ

とに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、決議第1号 ロシアのウクライナ侵攻に対する抗議決議は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、先ほど設置されました予算特別委員会は、来る3月15日午前9時30分から本議場で開会いたしますので、ご参集くださるよう通知いたします。

本日はご苦労さまでした。

午後4時04分 散会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

和東町議会議長 岡 田 泰 正

署名者

和東町議会議員 畑 武 志

〃

和東町議会議員 小 西 啓